

点検評価ポートフォリオ

山梨県立大学

2025 年 5 月

はじめに

本学は、2005（平成17）年4月に、山梨県立看護大学と山梨県立女子短期大学を統合し、国際政策学部、人間福祉学部、看護学部の3学部と大学院看護学研究科からなる山梨県立大学として設置された。山梨県立看護大学は1953（昭和28）年4月に山梨県立高等看護学院として開校し、その後1995（平成7）年4月に看護短期大学に移行、1998（平成10）年4月に看護大学として開学し、2002（平成14）年4月に大学院研究科を設置している。山梨県立女子短期大学は、1966（昭和41）年4月に国文科、家政科、幼児教育科の3学科を有する短期大学として開学し、その後、家政科を生活科学科に名称変更するとともに国際教養科を設置して、山梨県における女性教育の中核的役割を担ってきた。このような経過から、国際政策学部と人間福祉学部、大学院人間福祉学研究科は甲府市の飯田キャンパスに、看護学部と大学院看護学研究科、助産学専攻科は同市の池田キャンパスに置かれ、2キャンパスで教育研究活動を展開している。また、地域のニーズや時代の要請に応えるため、2010（平成22）年4月からは公立大学法人が設置する大学となり、2021（令和3）年には、看護学研究科（博士後期課程）、2024（令和6）年には、人間福祉学研究科（修士課程）、2025（令和7）年には、助産学専攻科が開学し、3学部2研究科1専攻科で構成される収容定員約1,100人の小規模大学としての特色を活かし、自主・自律的な判断に基づく、効率的かつ透明性の高い大学運営を行っている。

山梨県立大学は地域に開かれた大学であり、グローバルな知（Global+Local、地球的と地域的、総合的と個別的な視点を兼ね備えた知）を創造・継承・活用することを通じて、豊かで生き生きとした社会の発展に寄与する、実践的できめ細かな教育を行っている。専門職業人の育成を目指す人間福祉学部、看護学部では、社会福祉士、介護福祉士、保

育士、教諭（幼稚園・小学校）や看護師、保健師、助産師などの資格保有者を多数輩出して地域の保健・医療・福祉・教育等に多大な貢献をしている。国際政策学部は行政機関、金融機関、マスコミ、情報通信業などに優秀な人材を送り出しており、グローバルな視点、学際的な視点に立った問題解決への貢献や外需や観光を取り込んだ地域の価値創造に貢献できる人材の養成を行っている。2020（令和2）年度に採択された文部科学省の「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R）」においては、本学を中心に山梨大学、山梨英和大学、事業協働機関が協力して学生と社会人の垣根を超えた地方創生人材の育成を図る教育プログラムを開講し、学生・社会人の新たな学びの場を提供している。

2019（令和元）年には山梨大学と一般社団法人大学アライアンスやまなしを設立し、様々な教育・研究に係る連携事業を通じて、地域を支える人材育成やイノベーションの進展を目指している。2021（令和3）年には大学等連携推進法人の認定を受け、教学上の特例措置を活用して、教養教育分野を中心に連携開設科目を開始するなど、これまでにない大学間連携事業を展開している。さらに、2022（令和4）年度には、文部科学省の「地域活性化人材育成事業～SPARC～」の採択を受け、本学と山梨大学との教育改革を軸に、地域をけん引するリーダー・産業中核人材を持続的に育成するシステムの構築を目指している。山梨に根差したローカルな学びと創造的なSTEAM教育により、未来の実践的な担い手を育て、地域産業の高付加価値化と新産業の創出をもとにグローバルに活躍できる人材の育成を進めることになった。

このように本学は、地方の公立大学の取り組みに留まらず、地方から日本を変える先駆者を目指すとともに、県立大学としての使命を常に忘れることなく、法人化のメリットを最大限に引き出しながら、特色ある斬新な取り組みを積極的に展開している。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	7
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事（①大学）	8
（②大学院）	10
ロ 教育研究実施組織に関する事（①大学）	12
（②大学院）	14
ハ 教育課程に関する事（①大学）	16
（②大学院）	18
ニ 施設及び設備に関する事	20
ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関する事	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	28
リ 財務に関する事	30
ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関する事	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み1 「教学マネジメント推進体制の見直し（全学レベルの改善）【学修成果】」	37
取組み2 「学士力の可視化への取組（組織レベルの改善）【学修成果】」	38
取組み3 「教職員に求める能力のルーブリック開発（教員レベルの改善）【学修成果】」	39
取組み4 「外部の意見を学部再編や教育プログラムに反映させる仕組みの構築（組織の改善）【学修成果】」	40
取組み5 「地域研究交流センターの取組（地域と連携した研究の取組）【研究環境整備】」	41
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み1 「大学等連携推進法人の設立と連携開設科目の運用」	45
取組み2 「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R）の取組」	46
取組み3 「文理融合教育の推進～文系と理系の枠を越えた教育の推進～（SPARC事業の取組）」	47
取組み4 「地域人材養成センター」の設置と新たな高大接続への取組	48
取組み5 「リカレント教育の推進（地域ニーズに応じた高度専門人材の養成）」	49
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

山梨県立大学

(2) 所在地

飯田キャンパス 山梨県甲府市飯田5丁目11-1

池田キャンパス 山梨県甲府市池田1丁目6-1

(3) 学部等の構成

学部：国際政策学部、人間福祉学部、看護学部

研究科：看護学研究科、人間福祉学研究科

専攻科：助産学専攻科

その他の組織：図書館、地域研究交流センター、キャリアサポートセンター、
アドミッションズ・センター、国際教育研究センター、地域人材養成センター、
教育改革推進室

(4) 学生数及び教職員数（令和7年5月1日現在）

学生：学部1,135名、大学院48名、専攻科7名

基幹教員：91名

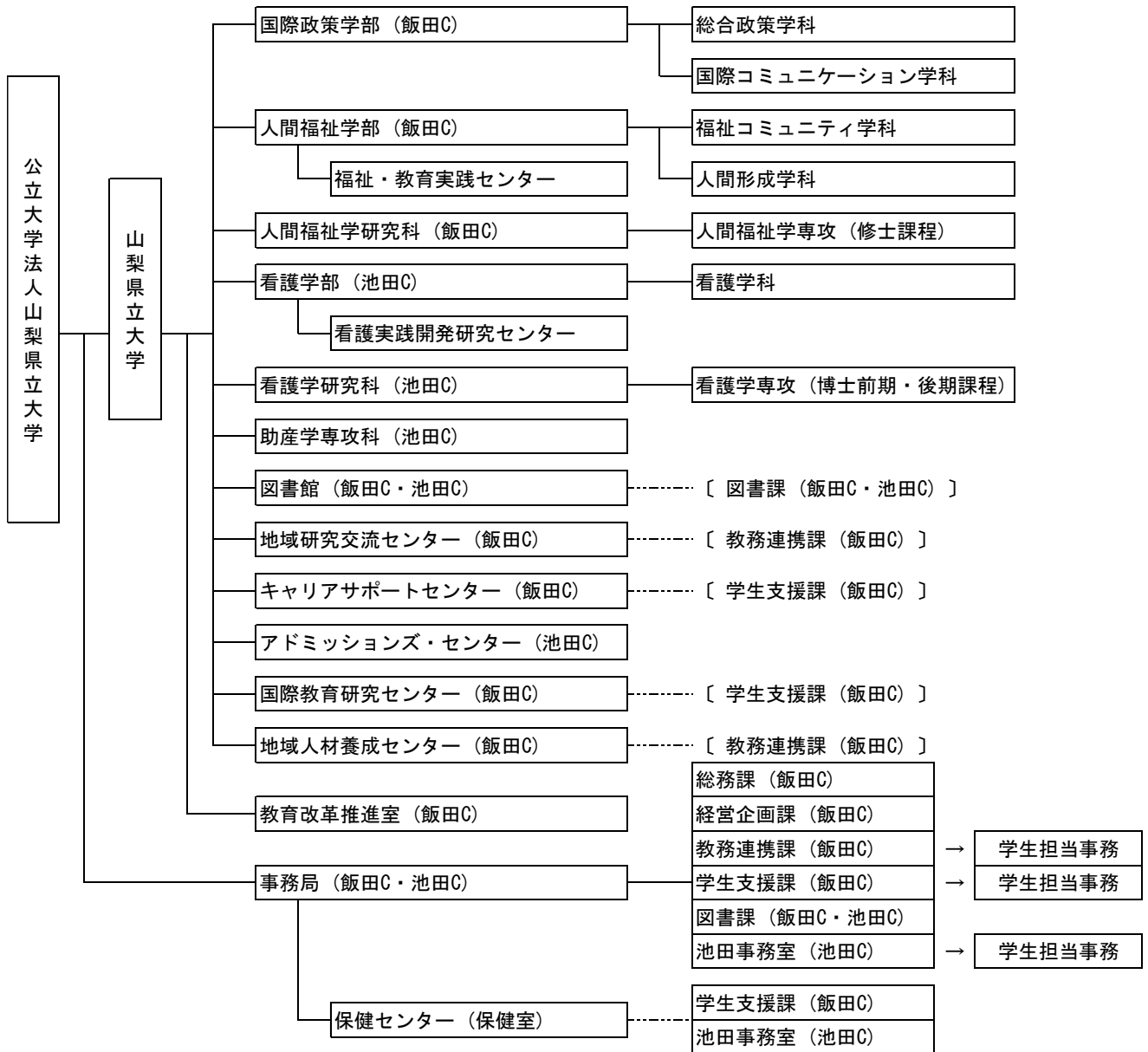
職員：64名（有期雇用職員含む。）

(5) 理念と特徴

2005（平成17）年に開学した本学は、山梨県立女子短期大学と山梨県立看護大学を統合し、国際政策学部、人間福祉学部、看護学部、大学院人間福祉学研究科、大学院看護学研究科及び助産学専攻科の3学部2研究科1専攻科を有する総合大学である。

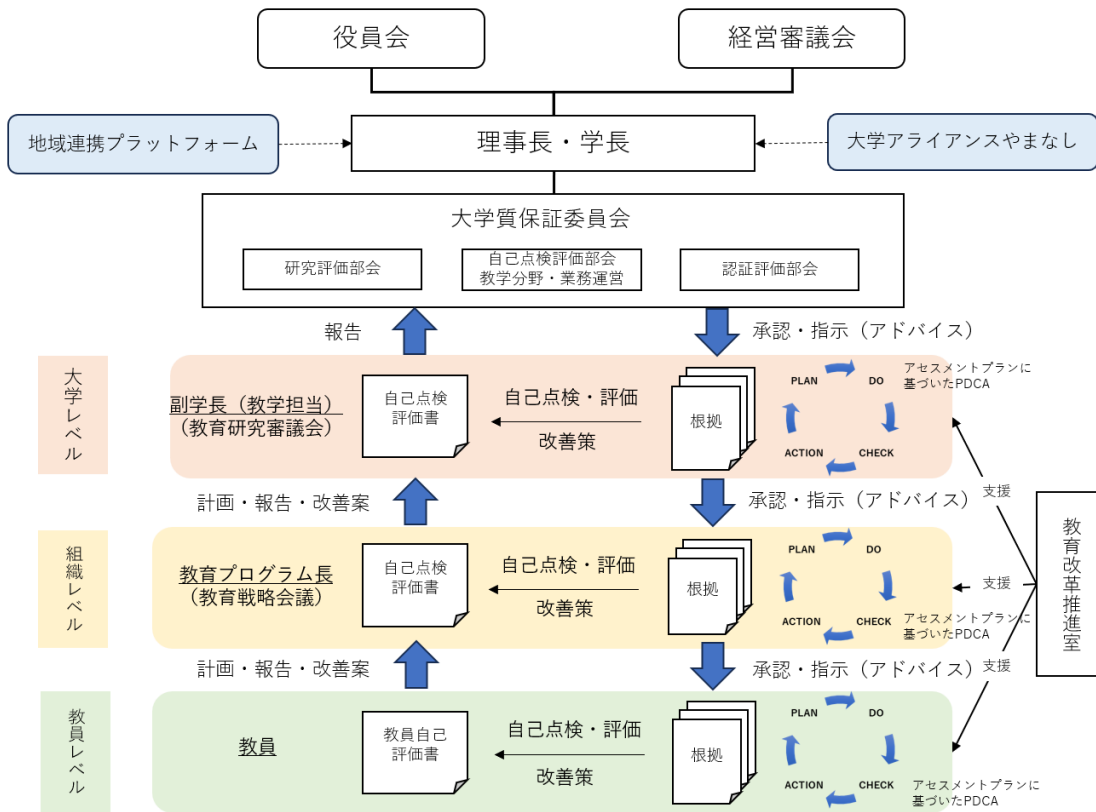
「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」として、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成、地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを大学の理念・目的としている。また、大学の自治および学問の自由を尊び、独立自尊の精神のもと、地域社会から世界にまで貢献する大学を目指し、山梨県立大学憲章を制定しており、それを大学の教育目標としている。

(6) 大学組織図



令和7年4月現在

(7) 内部質保証体制図



○ 概要

- ・ 3つのレベル（大学・組織・教員）に分けてそれぞれのレベルでPDCAが機能するようにしている。
- ・ 教員レベルでは学部長・教育プログラム長が、教員が自己点検・評価・改善策をまとめた教員自己評価書を確認する。
- ・ 組織レベルでは副学長（教育担当）が、教育プログラム長（学位プログラムは学科長等）から提出される自己点検・評価・改善策を確認し、教育戦略会議で共有している。
- ・ 大学レベルは学長が、副学長（教学担当）・事務局長（業務運営担当）等から提出される自己点検・評価・改善策を確認し、教育研究審議会でも共有している。
- ・ 大学レベルで確認された自己点検・評価・改善策は大学質保証委員会で審議したうえで、役員会、経営審議会でも報告し意見を聴取している。
- ・ 学長は教育プログラムを構築・修正する際は、「地域連携プラットフォーム」や「大学アライアンスやまなし」の意見を聴取し、その意見を反映するように教育プログラム長に改善の指示を出す。
- ・ 教育改革推進室は3つのレベルの評価等に際して必要な各種データの収集や可視化を行いそれぞれの評価活動を支援する。

※教学マネジメントに関する詳細は[大学ホームページ](#)を参照

大学の目的

山梨県立大学学則

(目的)

第1条 山梨県立大学（以下「本学」という。）は、「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的な担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」たることを希求し、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。

山梨県立大学大学院学則

(目的)

第1条 山梨県立大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究しその深奥を究め、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成し、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。

山梨県立大学専攻科規則

(目的)

第1条 山梨県立大学専攻科（以下「本学専攻科」という。）は、精深な程度において、特別な事項を教授し、その研究を指導することにより、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的 2005（平成17）年に開学した山梨県立大学は、大学の目的を、山梨県立大学学則第1条において、「山梨県立大学（以下「本学」という。）は、「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的な担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」たることを希求し、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。</p> <p>2) 学部の組織 学則第1条に定められた目的を達成するため、学部その他の組織の一体的な運営により、その機能を総合的に発揮するよう努めると学則第2条に定めている。 学則第3条第1項において学部、学科の設置について定めている。 ・国際政策学部 総合政策学科 国際コミュニケーション学科 ・人間福祉学部 福祉コミュニティ学科 人間形成学科 ・看護学部 看護学科</p> <p>各学部の教育研究上の目的は、学則第3条第2項に定められている。</p> <p>(1) 国際政策学部 グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化、産業を豊かにして地域の活力をつくる人材、アジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。</p> <p>(2) 人間福祉学部 高度な専門知識と技術、深い共感的理解、問題解決への知的探究心、協働できる力を持ち、乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生活できる地域社会づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成する。</p>	<p>(3) 看護学部 人間や社会を看護学的に探究する能力、倫理的な判断力と科学的な思考力、専門職業人としての豊かな人間性を兼ね備え、優れた看護実践により地域に貢献できる人材を育成する。2024（令和6）年度末には、看護学部の助産課程を廃止し、2025（令和7）年4月からは、助産学専攻科を発足し、地域ニーズに応じた助産師の養成を行っている。</p> <p>3) 収容定員 学則第3条第3項に定められている。定員充足率及び入学定員超過率については、自己点検により、適切に管理している。</p> <p>表1 在籍者数（学部）2025.5.1 現在 (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>3年次編入学定員</th> <th>収容定員</th> <th>入学者数</th> <th>学生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国際政策</td> <td>GP</td> <td>40</td> <td>5</td> <td>170</td> <td>49</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>GI</td> <td>40</td> <td>5</td> <td>170</td> <td>43</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人間福祉</td> <td>HS</td> <td>50</td> <td>5</td> <td>210</td> <td>54</td> <td>214</td> </tr> <tr> <td>HH</td> <td>30</td> <td>5</td> <td>130</td> <td>31</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>看護</td> <td>NN</td> <td>100</td> <td>—</td> <td>400</td> <td>100</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>260</td> <td>20</td> <td>1,080</td> <td>277</td> <td>1,135</td> </tr> </tbody> </table> <p>GP：総合政策学科、GI：国際コミュニケーション学科、HS：福祉コミュニティ学科、HH：人間形成学科、NN：看護学科</p> <p>4) 大学の名称等 大学の特性や専門分野の特性と関連した地域ニーズや時代の変化に柔軟かつ的確に対応するものとなっている。</p>	学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学者数	学生数	国際政策	GP	40	5	170	49	192	GI	40	5	170	43	188	人間福祉	HS	50	5	210	54	214	HH	30	5	130	31	131	看護	NN	100	—	400	100	410	合計		260	20	1,080	277	1,135
学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学者数	学生数																																										
国際政策	GP	40	5	170	49	192																																										
	GI	40	5	170	43	188																																										
人間福祉	HS	50	5	210	54	214																																										
	HH	30	5	130	31	131																																										
看護	NN	100	—	400	100	410																																										
合計		260	20	1,080	277	1,135																																										
自己評価結果	以上の自己点検、評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																																															
優れた点																																																
改善を要する点																																																

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	○ 山梨県立大学学則 第1条(目的) ○ 山梨県立大学ウェブサイト 理念と目的
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	○ 山梨県立大学学則 第1条(目的) ○ 山梨県立大学ウェブサイト 理念と目的
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	○ 山梨県立大学学則 第3条(学部、学科及び学生定員) ○ 山梨県立大ウェブサイト 大学の教育研究上の目的
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	○ 山梨県立大学学則 第3条(学部、学科及び学生定員)
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	○ 山梨県立大学学則 第3条(学部、学科及び学生定員)
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	該当しない
⑦	第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	○ 山梨県立大学学則 第3条(学部、学科及び学生定員) ○ 山梨県立大学ウェブサイト 教育研究活動等に係る情報 ○ 山梨県立大ウェブサイト 令和5年度自己点検・評価報告書 3. 学生の受入れ ○共通基礎データ
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	○ 山梨県立大学学則 第3条(学部、学科及び学生定員)

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 目的

山梨県立大学大学院（以下「本学大学院」という。）の目的を本学大学院学則第1条に、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成し、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

2) 大学院の組織

大学院学則第1条の目的を達成するため、2021（令和3）年には看護学研究科に博士後期課程を設置し、2024（令和6）年には全国初の子どもの虐待対応のための人間福祉学研究科（修士課程）を開設している。大学院学則第3条に研究科及び専攻、教育研究上の目的を定めている。

（１）人間福祉学研究科

・教育理念・目的

子ども家庭福祉を中心に子ども学、教育学、社会福祉学の理論及び応用を教授研究し、人間福祉学の研究的視点を持つ実践者、臨床的視点を持つ研究者等の高度な専門職人材を育成する。

・教育目標

「誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生活できる社会づくりに貢献する」という人間福祉学部の教育理念に基づき、複雑化、深刻化する子どもの虐待に対応できる高度な専門的職業人として、子ども家庭福祉の専門性に加え、子ども理解、ソーシャルワークにも幅広く精通し、現場での学びから自らの「経験知」や「実践知」を概念化し、それを現場に還元できる研究的視点を備えた実践者の養成を目指す。

（２）看護学研究科

・教育理念・目的

看護学の理論及び応用を教授研究し、看護学の進展に寄与するとともに、高度専門職業人、看護学教育者及び看護学研究者等の人材を育成する。

・教育目標（博士前期課程）

①看護の特定分野における卓越した看護実践能力を育成する。

②保健医療福祉の連携・協働を促進するための総合的な調整能力を育成する。

③看護サービスの質向上のための教育的役割が果たせる能力を育成する。

④看護実践の質向上に寄与する研究に必要な基礎的な能力を育成する。

・教育目標（博士後期課程）

①高度看護実践者として、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる能力を育成する。

②高度看護実践者として、看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力を育成する。

③高度看護実践者として、高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる能力を育成する。

3) 収容定員

大学院学則第3条第3項に専攻（課程）ごとに、定められている。定員充足率及び入学定員超過率については、自己点検により、適切に管理している。また、長期履修制度を設け、社会人が就労しながら在院できるよう支援している。

表1 在籍者数（大学院）2025.5.1現在（人）

研究科	課程	入学定員	収容定員	入学者数	学生数
人間福祉学	修士	5	10	4	10
看護学	博士前期	10	20	5	24
	博士後期	3	9	2	14
合計		18	39	11	48

4) 研究科の名称

研究科及び専攻の名称は、研究科等の教育研究上及び人材育成上の目的に合致したものとなっている。

自己評価結果

以上の自己点検、評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

改善を要する点

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。	○ 山梨県立大学大学院学則 第1条(目的)
	大学院設置基準	
②	第一条の二(教育研究上の目的) 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	○ 山梨県立大学大学院学則 第1条(目的)、第3条(研究科等)
③	第二条(大学院の課程) 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程(学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。	○ 山梨県立大学大学院学則 第2条(課程)
④	第三条(修士課程) 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。	○ 山梨県立大学大学院学則 第2条(課程)、第4条(修業年限等)
⑤	第四条(博士課程) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。	○ 山梨県立大学大学院学則 第2条(課程)、第4条、第4条の2(修業年限等)
⑥	第五条(研究科) 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。	○ 山梨県立大学大学院学則 第3条(研究科等)
⑦	第六条(専攻) 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。	○ 山梨県立大学大学院学則 第3条(研究科等)
⑧	第十条(収容定員) 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。	○ 山梨県立大学大学院学則 第3条(研究科等) ○ 山梨県立大学ウェブサイト 教育研究活動等に係る情報 ○ 山梨県立大学ウェブサイト 令和5年度自己点検・評価報告書 3. 学生の受入れ ○ 共通基礎データ
⑨	第二十二条の四(研究科等の名称) 研究科及び専攻(以下「研究科等」という。)の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	○ 山梨県立大学大学院学則 第3条(研究科等)

ロ 教育研究実施組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 教員組織の構成

本学は3学部に基づ幹教員を配置し、教育研究組織の運営を担っている。学部ごとに教授会を設置し、所属する基幹教員全教員が参加し、職員も陪席している。教授会では学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項及び学位授与に関する事項等権限が限定されているが、審議を必要とする事項について意見書にまとめ、教育研究審議会で審議を依頼することができる仕組みを構築している。教育研究審議会は学長をはじめ各部局長が参加している。

教育研究及び授与する学位の種類に応じて、学部、学科毎に必要な教員を配置している。一部の教員においては、大学院課程における研究指導等も担っている。教員の年齢構成は、国際政策学部は、40歳代、60歳代が、人間福祉学部・看護学部は、40歳代、50歳代がやや多い傾向にあるものの、著しい年齢構成の偏りは認められない。事務局において必要な職員を配置し円滑な業務運営を行っている。

教員の教育研究活動等については、教員業績評価を実施している。各教員は、評価を行う年度の前年度末までに教員プロフィールに評価に必要な業績を記載するとともに、自己評価書を作成し、8月末日までに各学部長に提出する。各学部長は、教員プロフィールへの記載内容、自己評価書及び評価項目に関する資料をもとに、10月末日までに一次評価を行い学長に提出する。学長は、各学部長が行った一次評価を参考に、3段階(S・A・B)により11月末日までに最終評価を行う。評価結果は、学長表彰、教員特別派遣者、学長配分の個人研究費、昇任、昇格、給与決定に反映している。なお、評価結果について不服を申し立てることができる制度があり、学長がこれを受理したときは、教員業績評価審査委員会を開催し審査を行っている。

2) 教員の選考

教員選考等に関する規程、選考基準等は、大学設置基準に準じて定められており、教員の採用基準及び昇任基準等は明確に定められている。なお、教員の採用にあたっては、幅広く優秀な人材を確保するため、原則として公募による採用を行っている。

教員採用の手続は、部局長から採用計画を理事長に提出する。計画が認められた場合は、部局長は教員選考委員会

を設置し、審査を行い、審査結果を理事長に提出する。適当と認められた場合は教育研究審議会で審議を行い、最終的に理事長が採用する。

3) 授業科目の担当

本学では、各学位プログラムにおいて卒業に必要な単位に組み込まれている授業科目及び資格取得に必要な授業科目を主要授業科目として位置付けており、主に基幹教員が担当している。

なお、非常勤講師の採用にあたっては、公立大学法人山梨県立大学有期雇用教職員就業規則に基づき選考を行っている。

4) 基幹教員数

本学の基幹教員数は以下の表のとおりであり、大学設置基準に照らして必要な教授等の人数を確保している。

表1 基幹教員数 2025.5.1現在 (人)

学部	学科	収容定員	必要な基幹教員数	基幹教員数	うち教授	うち准教授
国際政策	GP	170	10	14	6	6
	GI	170	10	12	5	6
人間福祉	HS	210	10	16	6	6
	HH	130	6	9	3	4
看護	NN	400	12	40	14	14
合計		1,080	48	91	34	36

GP：総合政策学科、GI：国際コミュニケーション学科、HS：福祉コミュニティ学科、HH：人間形成学科、NN：看護学科

自己評価結果

以上の自己点検、評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

改善を要する点

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。</p> <p>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>一 学生の入学、卒業及び課程の修了</p> <p>二 学位の授与</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>○ 公立大学法人山梨県立大学基本規則 第34条（教授会）</p> <p>○ 山梨県立大学教授会規程</p>
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p>	<p>○ 公立大学法人山梨県立大学基本規則 第3章 大学組織</p> <p>○ 公立大学法人山梨県立大学事務局に関する規程</p> <p>○ 公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則</p> <p>○ 公立大学法人山梨県立大学教員選考規程</p> <p>○ 山梨県立大学国際政策学部教員採用選考基準</p> <p>○ 山梨県立大学国際政策学部昇任選考基準</p> <p>○ 山梨県立大学人間福祉学部教員選考及び昇任基準</p> <p>○ 山梨県立大学看護学部教員選考及び昇任基準</p> <p>○ 学部・研究科別基幹教員の年齢構成</p>
③	<p>第八条（授業科目の担当） 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。</p> <p>2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p> <p>3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>	<p>○ 公立大学法人山梨県立大学教員選考規程</p> <p>○ 山梨県立大学ウェブサイト 山梨県立大学における基幹教員制度について</p> <p>○ 山梨県立大学大学院人間福祉学部研究科ティーチング・アシスタント規程</p> <p>○ 山梨県立大学大学院看護学研究科ティーチング・アシスタント規程</p>
④	<p>第十条（基幹教員数） 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。</p> <p>※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<p>○ 公立大学法人山梨県立大学教員選考規程</p> <p>○ 共通基礎データ</p>

<p>②、③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。</p> <p>大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号） 附則 第四条 この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。 一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）</p>

□ 教育研究実施組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 教員組織の構成

本学大学院は、学部を基礎を置く大学院で、人間福祉学研究所、看護学研究所の2つの研究科を設置し、人間福祉学研究所は修士課程、看護学研究所は博士前期課程、博士後期課程としている。

本大学院において授業及び研究指導を担当する専任教員は、大学院学則第3条第2項に規定する研究科の目的を踏まえて設定した開講科目を適切に担当できる資質と研究業績をもつことが認められる教授、准教授、講師を充てている。

大学院の運営組織においては、組織的な教育を行うために、各研究科に研究科委員会を設置している。研究科委員会は、研究科の専任教員で組織され、各研究科委員会運営規程に定められた事項について、学長に意見を述べることとしている。

教員の年齢構成は、50歳代がやや多い傾向にあるものの、著しい年齢構成の偏りは認められない。

また、大学院の事務は、教務連携課、池田事務室が実施することにしており、教員、事務職員との連携を保持する中で、円滑な運営を行っている。

2) 教員の配置及び授業科目の担当状況

(1) 人間福祉学研究所

人間福祉学研究所の専任教員は、研究科特任教員3名と人間福祉学部との兼務の教員18名が担っている。

基幹科目である子ども虐待領域では、子ども家庭福祉分野でオピニオン・リーダーとしての役割を果たし、国際的な視野を有する3名の教員が中心となって、長年の研究成果と臨床事例を基に高度な知識を教授し、学生への個別的なスーパービジョンを提供することで実践現場と理論の往還的学びを指導している。

また、本研究科が実践的研究や実習、実践演習を重視していることから、現場での実務経験を有する教員を積極的に活用している。特に、実習科目は豊富な実務実績による臨床実践を熟知した教員2名が担当し、実習の教育効果が最大限発揮されるように関与し、学生の課題達成を支援している。

専門分野で高度な専門的研究指導が行えるよう、十分な研究教育実績を有する専任教員を配置し、講義及び演習を通して多様で複雑な虐待問題に対応できるようにしている。

(2) 看護学研究所

看護学研究所の専任教員は、研究科特任教員3名と看護学部との兼務の教員27名が担っており、学士課程から博士前期課程、博士後期課程までの教育が連続的かつ一貫性をもって行われることを前提としている。

・博士前期課程

教育活動を展開するため、次のとおり、12の専門分野を開講している。各専門分野別の研究指導教員数は次のとおりである(表1)。

表1 分野別研究指導教員数 (人)

分野	指導教員数	分野	指導教員数
基礎看護学	1	地域看護学	2
在宅看護学	1	精神看護学	1
老年看護学	2	慢性期看護学	2
急性期看護学	2	助産学	2
小児看護学	1	感染看護学	1
がん看護学	1	看護管理学	1

・博士後期課程

臨床開発看護学、地域包括ケア看護学、母子育成看護学の各科目における看護実践の探求だけでなく、3つの領域を相互に関連させながら学ぶことで広域的な視座から新たな看護ケアの開発や地域包括ケアシステム改革に向けた実践看護学の創造・発展させることを目指している。各分野に特化した研究指導教員が11名、研究指導補助指導教員3名で構成されている。

自己評価結果

以上の自己点検、評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

改善を要する点

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県立大学基本規則 第 24 条（大学院）、第 34 条（教授会） ○ 山梨県立大学大学院学則 第 3 条（研究科等） ○ 山梨県立大学人間福祉学研究科研究科委員会運営規程 ○ 山梨県立大学看護学研究科研究科委員会運営規程 ○ 学部・研究科別基幹教員の年齢構成
②	<p>第九条（教育研究実施組織等） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学法人山梨県立大学教員選考規程 ○ 山梨県立大学大学院看護学研究科指導教員資格審査基準 ○ 共通基礎データ
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p>	該当しない

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 入学者選抜</p> <p>本学の入学者選抜は、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜、特別選抜（海外帰国生選抜、社会人選抜、外国人留学生選抜）及び3年次編入学を実施しており、アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生の確保に努めている。各入学者選抜試験の情報は、学生募集要項やウェブサイト上で公表している。学生募集要項で、評価の観点を示しており、入学者選抜試験の公平性を担保している。また、ウェブサイトなどで過去の試験の実施状況、過去の試験問題やその出題の意図、受験生向けに成績開示（総得点及び順位）を行い、公平性を確保している。</p> <p>入学者選抜試験の実施運営は、全学の入試委員会が担っており、各学部に入学者選抜の企画運営をする入試企画委員会が設置されている。また、全教員が委員となる入試実施委員会が設置されており、円滑な試験実施に努めている。</p> <p>入学者選抜に係る調査・分析については、アドミッションズ・センターが行っており、2023（令和5）年度から入試広報を担っていた広報委員会を統合し、センターの機能を拡大した。それにより、本学の教育の魅力をさらに強く、多く高校生に直接伝える機会を創出し、高大接続の充実化を図っている。</p> <p>2) 教育課程の編成</p> <p>本学の教育課程は、大学及び学位プログラムごとに設定したカリキュラム・ポリシーに基づき編成されている。授業科目は、全学共通科目、専門科目、教職課程科目に区分され、配当年次、単位数、履修方法及び修了要件が定められている。</p> <p>教育課程の運営は、学位プログラム（共通教育は除く）、共通教育課程及び教職課程ごとに編成されたプログラム運営委員会を中心に行い、それらを統括する組織として教育戦略会議が全学的な教学に関する意思決定を行っている。</p> <p>3) 授業時間、単位、履修科目の登録の上限</p> <p>1年間の授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に</p>	<p>必要な学修等を考慮して、次の基準により計算している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。 ・実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。 <p>本学では1年間に履修できる単位数の上限を49単位としている。教学マネジメントの一環で、大学レベルのアセスメントを実施した結果、総修得単位数が過剰な学生が散見される等、単位の実質化の観点から疑義が生じたことから、教育戦略会議において適正化に向けた検討をしており、令和8年度からの施行を目指している。</p> <p>4) 授業の方法、成績評価基準の明示</p> <p>授業は、講義、演習、実験、実習又は実技により行い、科目の目的、授業の方法、成績評価基準（学士力に対応した評価方法の明記）などをシラバスで示している。シラバス作成に当たってはシラバス作成要領を基準としている。作成後は、チェック要領により事務局が形式的な内容を確認し、各学位プログラム長が科目の目的がカリキュラム・ポリシーと乖離がないか確認している。</p> <p>成績評価・単位認定については、履修・単位認定に関する規程が整備されている。成績の評価について不明な点、確認したい点がある場合は、事務局を窓口とし、科目の担当教員に確認することができる。回答を確認後、さらに異議申し立てができることとしており、規程・要領のほか学生便覧で周知している。</p> <p>5) 単位の認定</p> <p>科目の担当教員は、試験等により、当該科目の学修を評価し単位を認定するものとする。学修の評価は、素点（100点満点）で行われ、それに応じたS、A、B、C及びDのいずれかで表し、S、A、B及びCを合格とする。但し、合格のみの評価によって単位認定を行う科目については、合格をRで表すこととしている。</p> <p>また、厳格な成績評価を行うために、一部の演習等の科目でルーブリック評価を導入している。特に卒業研究においては、学部・学科の特性を踏まえたルーブリックを作成しており、成績評価基準を平準化し、単位の認定を行っている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検、評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県立大学学則 第7条～第12条 ○ 山梨県立大学入試本部入試委員会規程 ○ 山梨県立大学アドミッションズ・センター規程 ○ 山梨県立大学ウェブサイト 入学者選抜要項・学生募集要項等
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県立大学学則 第22条（授業科目） ○ 山梨県立大学教育戦略会議規程 ○ 山梨県立大学教育プログラム運営委員会規程 ○ 山梨県立大学ウェブサイト 3つの方針（学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受入れ方針）
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県立大学学則 第22条（授業科目） ○ 山梨県立大学履修・単位認定に関する規程 別表 ○ シラバス
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県立大学学則 第24条（単位の計算方法） ○ 山梨県立大学履修・単位認定に関する規程 別表
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県立大学学則 第23条（1年間の授業期間）
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県立大学学則 第24条（単位の計算方法） ○ 年間スケジュール
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県立大学学則 第22条の3（授業の方法） ○ 学生便覧 ○ シラバス
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県立大学学則 第26条（成績の評価） ○ 山梨県立大学履修・単位認定に関する規程 別表 ○ 山梨県立大学成績評価に対する学生の成績確認及び異議申立に関する要領 ○ シラバス作成要領 ○ 卒業研究ループリック
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県立大学学則 第25条（単位の授与）
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県立大学学則 第22条の2（履修科目の登録の上限） ○ 学生便覧

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜

本大学院の入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに合致した学生を受け入れるため、人間福祉学研究科においては専門科目、英語、面接試験による一般選抜、看護学研究科（博士前期課程）においては、専門分野に関する小論文、面接試験による社会人特別選抜を実施している。学生募集の段階で、開講する分野と研究指導教員を公表し、事前相談を受ける機会を設けている。

入学者選抜試験の企画実施については各研究科内にある入試委員会が所管している。入学者選抜試験の結果については、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

募集人員は、看護学研究科（博士前期課程）が10人、人間福祉学研究科（修士課程）が5人、看護学研究科（博士後期課程）が3人としている。

2) 教育課程の編成

本大学院の教育課程は、各研究科のディプロマ・ポリシーに定めた知識・能力を修得するために示されたカリキュラム・ポリシーに沿って編成されている。

看護学研究科（博士前期課程）は、共通科目と専門科目を置き、高度な実践能力と実践の場における研究能力を養うよう教育課程を編成している。

看護学研究科（博士後期課程）は、共通科目、専門科目、演習科目、研究科目を置き、高度看護実践者として看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究の実施能力や看護実践の知の体系化に寄与する自立的研究能力、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開する能力を養うよう教育課程を編成している。

人間福祉学研究科（修士課程）は、基礎科目、基幹科目、関連科目、実習・演習科目、研究科目を置き、学生の実務経験やそれにもとづく疑問等を体系的に整理し、理論的に考察するよう教育課程を編成している。

3) 研究指導

研究指導及び学位論文に係る指導は、入学時に指導教員を決定し、研究指導・学位論文の指導を計画的に行っている。看護学研究科（博士前期課程）においては、研究指導は、指導教員による指導を主とし、「研究内容によって必要

な複数の教員の指導を受けるようにする」ことをシラバスや学位申請要項及び各種資料に明記し、学生に周知を図っている。研究指導教員は、「看護学研究法」の授業内容を踏まえ、専門分野の特別研究、又は課題研究における研究テーマの設定、研究計画書作成、研究の実施、学位論文の作成まで、学生に応じた指導を行っている。

看護学研究科（博士後期課程）及び人間福祉学研究科における学位論文の作成等に関する指導は、主指導教員と副指導教員による複数指導体制を原則としている。指導教員は、研究課題・研究方法の決定、データ収集・分析、結果、考察、結論の論述までの全過程を直接指導し、計画した修業年限内に学生が終了できるようにしている。

研究指導教員と研究指導補助教員は、十分に連携をとり、学生が、授業科目の履修と研究を遂行できるよう支援している。必要に応じ、共通科目を担当する教員及び学外の専門家からも研究遂行に向けた助言が得られるよう配慮している。

4) 成績評価基準、修了要件

授業科目、単位数、履修方法、成績評価、単位認定については、学則に基づき、履修・単位認定に関する規程が整備され、成績の評価について不明な点、確認したい点がある場合は、科目の担当教員に確認することができ、確認後、回答に納得いかない場合は、異議申し立てができることとしており、規程・要領のほか学生便覧に記載している。

修士課程及び博士前期課程の修了は、研究科に2年以上在学し、研究科の履修規程に定める単位数を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定課題についての研究成果の審査及び試験に合格しなければならないことを要件としている。

博士後期課程においては、研究科に3年以上在学し、研究科の履修規程に定める単位数を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文についての研究成果の審査及び試験に合格しなければならないことを修了要件としている。

自己評価結果	以上の自己点検、評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山梨県立大学大学院学則 第7条～第12条 ○山梨県立大学ウェブサイト 入試概要
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山梨県立大学大学院学則 第21条（授業科目） ○山梨県立大学大学院人間福祉学研究所履修規程 別表 ○山梨県立大学大学院看護学研究所履修規程 別表 ○山梨県立大学ウェブサイト 人間福祉学研究所 看護学研究所
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山梨県立大学大学院学則 第20条（授業及び研究指導）、第21条（授業科目）、第22条（1年間の授業期間）、第23条（授業方法、単位の計算方法等に係る山梨県立大学学則の準用）
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山梨県立大学大学院学則 第24条（他の大学院における授業科目の履修等）、第25条（外国の学校に留学する場合における授業科目の履修等）
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること</p> <p>※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山梨県立大学大学院学則 第23条、第28条、28条の2 ○人間福祉学研究所学位規程 ○看護学研究所学位規程 ○大学院シラバス作成要領 ○人間福祉学研究所成績評価に対する学生の成績確認及び異議申立に関する要領 ○看護学研究所成績評価に対する学生の成績確認及び異議申立に関する要領
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山梨県立大学大学院学則 第3, 4, 5, 7章 第24条の2（連携開設科目における授業科目の履修等） ○学生便覧 ○山梨県立大学大学院人間福祉学研究所履修規程 別表 ○山梨県立大学大学院看護学研究所履修規程 別表

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 校地・校舎・運動場・施設等

本学校地は、甲府市飯田にある飯田キャンパスと同市池田にある池田キャンパスで構成されている。飯田キャンパスには、国際政策学部と人間福祉学部及び人間福祉学研究所が置かれ、池田キャンパスには看護学部、看護学研究所及び助産学専攻科が置かれている。

それぞれのキャンパスの校地面積及び校舎面積は以下の表1のとおりであり、大学設置基準に定める基準を十分に満たしている。

表1 校地面積と校舎面積 (㎡)

区分	校地面積	校舎面積
設置基準面積	10,800	9,254
本学	53,000	27,924
(内) 運動場用地	17,875	—

飯田キャンパスは、住宅街の一角に位置するとともに、甲府市立西中学校に隣接し、近隣には山梨県立中央高等学校や山梨県立甲府西高等学校、山梨県立県民文化ホールが置かれているなど、文教地区に位置している。敷地内は、A館、B館、C館、体育館、図書館、クラブハウス、運動場等で構成されている。各施設の構成は、関連資料「学生便覧」のとおりで、学生が学習に専念するための環境を確保している。

池田キャンパスは、飯田キャンパス同様、住宅街の一角に位置するとともに、近隣には山梨県赤十字血液センターや山梨県立中央病院が置かれており、山梨県内の医療を支える地域に位置している。敷地内は1～5号館、体育館、運動場等で構成され、各施設は、学生が学習に専念するための環境を整えている。

両キャンパス間は、直線距離で約1.3kmと近くに立地し、サークル活動などで学生間交流も行われている。

施設の耐震化については、2010（平成22）年度の法人化に際して、現行の新耐震設計基準（昭和56年制定）が施行される以前に完成している大学施設は、山梨県において耐震性補強工事が実施されている。また、2021（令和3）年度からは、2020（令和2）年度に策定した大学施設の長寿命化計画に基づいて、設置団体である山梨県とも協議しながら施設の長寿命化対策を行っている。

2) 学生の活動環境の整備

学生が自由に活動できるスペースとして、飯田キャンパスには、PCコーナーを併設したカフェテリアを設けており、開校時間中は常に開放するとともに、校舎前庭や中庭への机や椅子の設置、校舎内にコモンスペースや学習室を設置している。

池田キャンパスには、校舎内に学生ホールや自習室を設けているほか、限りある施設の有効活用として、食堂をコモンスペースとして学生が自由に使用できるように開放している。

また、障害のある学生等の活動しやすい環境整備の観点から、点字ブロックやスロープを設置しているほか、飯田キャンパスにおける校舎入り口の手動ドアの自動ドア化なども実施した。

3) 図書館

両キャンパスにそれぞれ図書館を整備し、それぞれ閲覧室、学習室に加え、ラーニングコモンズも整備し、学生の学修のための環境をハード面からサポートしている。ソフト面においても、蔵書数は令和7年3月31日時点で229,853冊、学術雑誌2,330種、電子ジャーナル5,065種である。蔵書目録は電子化され、館内PC、学外からも検索できるほか、各種データベースにも学外からアクセスできる環境を整えている。特に、池田キャンパスの図書館は看護職に重要な図書館として、県内でも有数の看護関連書籍の蔵書を有しており、学生のみならず、県内看護関係者も利用でき、活用されている。また、山梨大学との大学間連携の一環として、相互の大学から所蔵資料等取寄せの送料無料化や、複写物取寄せの際のコピー料金も相互の大学の学内料金を適用する（金額は両大学統一で学外者よりも安価に設定）など、学生等利用者の利便性向上に向けた取り組みを行っている。

4) 器具・備品等

本学では、大学設置基準及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に基づいて、教育研究等に必要な器具・備品等を備えている。また、これらを含め、備品は10万円以上使用期間1年以上のものを中心に管理物品として、備品台帳に登載し、備品管理している。

自己評価結果	以上の自己点検、評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>○ 公立大学法人山梨県立大学定款 第24条（資本金）別表</p> <p>○ 学生便覧</p>
②	<p>第三十五条（運動場等） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	<p>○ 公立大学法人山梨県立大学定款 第24条（資本金）別表</p> <p>○ 学生便覧</p>
③	<p>第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<p>○ 公立大学法人山梨県立大学定款 第24条（資本金）別表</p> <p>○ 学生便覧</p>
④	<p>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館） 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>○ 山梨県立大学図書館規程</p> <p>○ 山梨県立大学図書館利用要項</p> <p>○ 山梨県立大学図書館複写取扱要項</p> <p>○ 山梨県立大学図書館資料相互貸借出要領</p>
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	<p>○ 物品の管理方法の見直しについて</p>

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 大学の組織</p> <p>本学では、公立大学法人山梨県立大学基本規則第3章に基づき、大学に事務所及び学部、学科等を設置している。本学には、国際政策学部（総合政策学科・国際コミュニケーション学科）と人間福祉学部（福祉コミュニティ学科・人間形成学科）、人間福祉学研究科を飯田キャンパスに、看護学部（看護学科）、助産学専攻科、看護学研究科を池田キャンパスに置くとともに、図書館、事務所を両キャンパスに設置している。事務所は、公立大学法人山梨県立大学事務局に関する規程に基づき、総務課、経営企画課、教務連携課、学生支援課、図書課、池田事務室が設置されている。</p> <p>本学では、各種センター業務、委員会業務については、教員と職員が委員として構成しており、教職協働組織として大学運営を行っている。</p> <p>2) 厚生補導の組織</p> <p>本学の学生の厚生補導は、主に飯田キャンパスの学生支援課、池田キャンパスの池田事務室が担っている。</p> <p>飯田・池田両キャンパスともに、保健センターを置き、保健師のほか看護師、臨床心理士を配置し、健康診断、健康・保健指導に加え、メンタルサポートを実施している。</p> <p>学生厚生委員会が学生の福利厚生について所管し、学生支援の中核を担っている。また、人権委員会が、学生のハラスメントに関する窓口として機能しており、教職員による相談員の設置やウェブサイトへ相談フォームを設け、体制を整備している。学生のキャリア形成支援については、キャリアサポートセンターが担っており、近年、学生の相談件数は増加し、県内就職率も50%を越え、2024（令和6）年度末卒業生においては53%となった。</p> <p>3) 社会的及び職業的自立のための体制</p> <p>2021（令和3）年度より本学を中心に山梨大学、山梨英和大学、山梨県、事業協働機関が協力し、地域が求める人材を養成するための「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R）」を行い、大学と社会（就職先の企業等）が一体となって教育プログラムを実施している。この学生と社会人の共学に基づく学びにより、学生の地元定着率の向上を図るとともに、社会人・職業人としての意識の向上が図られている。</p>	<p>4) 学生支援（学生の学習支援に対する体制の整備）</p> <p>本学の学習支援は主に教務連携課及び池田事務室が所管している。学生の相談窓口を設け、学生への学習支援を行っている。また、大学アライアンスやまなしの枠組みを活用し、2021（令和3）年度から連携開設科目事業を行い、相互の大学の資源を活用した授業を展開し、学生の学修機会を増やしている。また、連携事業実施委員会傘下の学習支援WGを設置し、両大学の学習の支援について協議している。また、2025（令和7）年度から修学ポートフォリオを全学生に導入し、学力への到達度を確認できるディプロマ・サプリメントなどの結果を活用して、アカデミックアドバイジングを行う予定である。</p> <p>5) 学生支援（特別な支援が必要な学生への支援）</p> <p>本学では2015（平成27）年度に「支援に関する基本方針」を定め、すべての教職員が基本方針に基づいた対応要領に従って支援している。FSD研修会における支援体制の確認や施設改修のための検討会を実施するほか、相談窓口を設け、支援の申請受付から支援の開始、改善確認までサポートしている。</p> <p>例年、入学者に心の健康調査を実施し、学生の状況について把握している。また、学生の支援の多様化に対処するため、部局を横断した「学生支援のための連携協議会」を組織し、学生支援を実施している。コロナ禍で実施した「県立大学ほっとカフェ」は文部科学省の「学生に寄り添い、不安や疑問を解消する取組」として大学の工夫例にも取り上げられ、その後も継続して学生の孤立解消に取り組んでいる。</p> <p>6) 学生支援（経済的な支援が必要な学生への支援）</p> <p>本学は「高等教育の就学支援新制度」の機関要件を満たしており、入学料、授業料の減免等を実施している。</p> <p>日本学生支援機構、その他公益法人・地方公共団体の奨学金等の申請、在籍状況については、その都度掲示板やメールでの周知を通じて、迅速、確実に情報を提供、収集し、奨学金の獲得・継続に向けた支援を行っている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検、評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学設置基準</p> <p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。 6 省略 7 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学法人山梨県立大学基本規則 第3章 大学組織 ○ 公立大学法人山梨県立大学事務局に関する規程 ○ 公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則 ○ 公立大学法人山梨県立大学教員選考規程 ○ 山梨県立大学委員会規程 第2条 別表1「学生厚生委員会」 ○ 山梨県立大学キャリアサポートセンター運営規程 ○ 山梨県立大学ウェブサイト大学組織図 教員情報 COC+R事業 学生相談体制窓口について 就職・キャリア 人権委員会からのお知らせ FD・SD活動
②	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略</p>	(同上)
	関係事項	
③	<p>学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学アライアンスやまなし事業報告書 ○ 公立大学法人山梨県立大学人権侵害の防止等に関する規程 ○ 山梨県立大学委員会規程 第2条 別表1「人権委員会」
④	<p>学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学法人山梨県立大学障がいのある学生への支援に関する基本方針 ○ 公立大学法人山梨県立大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 ○ 文部科学省：コロナ禍の中で学生の理解・納得を得るための大学の工夫例「山梨県立大学」 ○ 山梨県立大学ウェブサイト障がい等のある学生への支援について
⑤	<p>学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学法人山梨県立大学授業料減免規程 ○ 公立大学法人山梨県立大学授業料減免取扱要領 ○ 公立大学法人山梨県立大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料及び入学金減免等規程

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 3つのポリシーの策定

2017(平成29)年度に3つのポリシーを策定し公開した。この中では、学生が在学中に身につけるべき能力(学修成果)を「学士力」として明確に定義した。「学士力」は全学共通科目によって身につける「学士基盤力」と専門課程によって身につける「学士専門力」によって構成されている。また、教職課程については「学士教職力」を定めている。

2023(令和5)年度には、学長のリーダーシップのもと、副学長直下に教育改革推進室を設置し、「教学マネジメント指針」をもとに本学の3つのポリシーの改訂を行った。具体的には教学マネジメント体制を3レベル(全学レベル、組織レベル、教員レベル)で機能するように体制の整備を行った。また、全学レベルの責任者は学長、組織レベルの責任者は副学長と定め、学位プログラムを含む各教育プログラムの責任者も明確に定めた。さらに、3つのポリシーにおける観点を学力の3要素ベースとし、入学から卒業までの学修成果を可視化できるようにした。

3つのポリシー改定の作業にあたっては、次の7つの基本方針を定めた。

- ① 本学の理念と目的、学則に掲げる教育研究の目的との整合を図る。
- ② 3つのポリシーの一貫性、整合性を確保する。学位プログラムを作成する前提として、DP・CP・APの一貫性、整合性を確保する。
- ③ DPを満たす上で、過不足のない科目を配置する。
- ④ アセスメント可能なポリシーを作成する。
 - ・DPの項目は、学力の3要素ベースとする。
 - ・必要に応じて学部学科等独自の3つのポリシーの測定方法(アセスメント方法)、エビデンスを整理したアセスメントプランを別途作成する。
- ⑤ 本学の個性・特色、学部学科等の専門性・魅力を盛り込む。
- ⑥ 社会への送り出しを重視し、DP・CPは、社会との関連(地域連携プラットフォームやステークホルダー等の意見)を重視する。
- ⑦ 学生、受験生、社会に分かりやすいものにし、学内外に積極的に情報発信する。

また、それぞれのポリシーについては次のとおり定義した。ディプロマ・ポリシー(DP)は、まず、育成する人物像

および育成する人物に必要な能力(「学士力」)を定める。そして、それぞれの学士力に対し、学修成果及びその測定方法についても定めるようにした。また卒業判定基準について明記するようにした。

カリキュラム・ポリシー(CP)は、総合性(各教育プログラムでの範囲(領域・分野など)を扱うか)に関する方針、順次性(学年進行に合わせた授業科目の配置)に関する方針、実施(授業方法等)に関する方針の3つを定めた。

アドミッション・ポリシー(AP)は、求める人物像を示し、求める人物像に伴った入学前能力、入学後の能力について示している。入学選抜試験においてはAPをベースにしたAPマトリックス(入学前能力と評価方法の対応表)を作成し、それに基づいて適正な実施が行えるよう努めている。

2) 研究科の3つのポリシー

大学院では、研究科長のもと研究科運営委員会が組織されており、研究科運営委員会において3つのポリシーを定めて、公表している。

3) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性の確保

カリキュラム・マップおよびカリキュラム・ツリーを作成し、ポリシーの一貫性を図っている。カリキュラム・マップは、該当するDPとの関係がわかるように印をつけるとともに3段階の重み付け(◎、○、△)を行い、さらに100点満点で点数配分を行っている。この重み付けは学修成果を可視化する際に活用している。また、全科目に、課程、学部・学科、教育プログラム、学修レベル、言語がわかるように科目ナンバリングを行った。これにより科目の体系性・順序性が明示されるようになった。

4) 3つの方針の点検・改善

2023(令和5)年度にアセスメントプランを定めた。また、アセスメントの目的、実施時期、責任部署等を定めることで、3つの方針や教育課程の改善、学修成果を学生に示す仕組みを構築した。各教育プログラムの責任者は可視化したデータを参照しながら、顕在化した課題点の改善を図るサイクルを構築している。

自己評価結果	以上の自己点検、評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山梨県立大学ウェブサイト 3つの方針（学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受入れ方針） ○山梨県立大学3つのポリシー 一等の点検・作成要領 ○アセスメントプラン ○アセスメント実施方法

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 教育研究活動等の状況の公表と周知</p> <p>学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく公表事項は、本学ウェブサイトの「教育研究活動等に係る情報」にまとめ、学内外に公表している。その他大学及び大学院の目的や学部・研究科ごとの目的、大学・法人の各種取組による活動状況は、学生便覧、大学案内、入学者選抜要項等にも掲載しており、学生だけでなく、受験生、高等学校、企業に対しても、高校訪問、オープンキャンパス等を通じて、周知を行っている。</p> <p>2) その他法令に定める事項の公表</p> <p>本学は全ての学部で教職課程を設置している。教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に掲げられる項目は、本学ウェブサイトの「教員の養成の状況についての情報」としてまとめて公表している。</p> <p>学校教育法第 109 条第 1 項において規定される大学自らの点検及び評価については、ウェブサイトの「自己点検評価報告書」として公表している。さらに、同条第 2 項に規定される大学機関別認証評価については、2011（平成 23）及び 2018 年度（平成 30）年度の評価結果をウェブサイトの「認証評価」に公表している。</p> <p>基幹教員制度に関する情報については、2025（令和 7）年度からウェブサイトの「基幹教員制度についての情報」に公表している。</p> <p>3) 情報公表体制の整備</p> <p>本学のウェブサイトの管理運営は、広報誌等の編集・制作など大学広報業務と併せ、アドミッションズ・センターが行っている。入試広報に関しては、従来アドミッションズ・センターと広報委員会が所管していたものの、業務の重複や、責任の所在が曖昧であったことが課題であった。役員会において、今後の 18 歳人口減少等を踏まえた中で入学志願者確保を図るための一つの方策として入試広報活動を、より迅速に、かつ、適切な時期に実施する必要があるとの議論があった。その結果、入試広報業務の効率化のためには、入試広報に係るアドミッションズ・センターと広報委員会の不明確さの解消を図り、アドミッションズ・センター機能を活かして高校の必要に応じた適切な情</p>	<p>報発信を確保することとなった。そのため、2022（令和 4）年度に本学の広報活動を機能的、かつ、効率的に行うために、広報委員会をアドミッションズ・センターに統合し、責任の所在を明確にした。これにより、ウェブサイト上、高校訪問、本学説明会等における広報活動の統一化、受験生や高等学校教諭等の疑問に対する即座な対応が可能となった。</p> <p>また、2024（令和 6）年度には、ウェブサイトの適正かつ効率的な運用を行うため、「公立大学法人山梨県立大学ウェブページ運営規程」を定めた。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検、評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	学校教育法 第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	(同下)
②	学校教育法施行規則 第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること。 二 教育研究上の基本組織に関すること。 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。 四 入学者の選抜に関すること。 五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。 六 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)に関すること。 七 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること。 八 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。 九 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。 十 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院(第二号については、専門職大学院を除く。)を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。 一 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。 二 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○山梨県立大学学則 第30条(卒業及び学位) ○山梨県立大学大学院学則 第28条(課程の修了) ○人間福祉学研究科学位規程 ○看護学研究科学位規程 ○山梨県立大学ウェブサイト 教育研究活動等に係る情報 教員の養成の状況についての情報 基幹教員制度についての情報 自己点検評価報告書 認証評価 法人情報 計画・評価 ○山梨県立大学アドミッションズ・センター規程 ○公立大学法人山梨県立大学ウェブページ運営規程

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 内部質保証の体制

本学では、大学基本規則第5条に、教育水準の向上を図り、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果の公表を行うことを定めている。

2016（平成28）年度には、内部質保証の責任組織として、大学質保証委員会を設置し、その下に自己点検・評価部会、研究評価部会、認証評価部会を設けている。そのうち、自己点検・評価部会では、教学分野、業務運営分野に区分し、それぞれに点検評価チームを組織し、自己点検・評価を実施している。その結果を大学質保証委員会において、審議の上、報告書を作成・公表している。

教育の内部質保証については、教育改革推進室が実施主体となり3レベルでPDCAサイクルをまわしており、自己点検・評価の教学分野については、3レベルのアセスメントを反映する仕組みを2024（令和6）年度から構築している。

2) 組織的な研修

教職員の資質向上のための取組みとして、FSDS 委員会の活動があげられる。FSDS 委員会は、教育研究活動の活性化、授業の内容及び方法の改善、大学運営に必要な能力及び資質の向上を目的としており、主に FSDS 研修の企画実施や授業評価アンケートの企画実施を担当し、継続的に教育の質向上に向けた活動を展開し、ウェブサイト上での活動報告を行っている。FSDS に関しては各年度の活動実績をもとに委員会で検討の上、次年度の開催内容・日程等を決定している。

本学 FSDS 研修は、対面、オンライン等で行っており、2024（令和6）年度は、7回開催し、延べ607名が受講した。また、本学 FSDS 研修と山梨大学の FSDS 研修は、両大学の教職員が相互に受講できる機会を設けている。

2023（令和5）年度から、委員会活動と並行しアセスメントプランに基づき、教育改革推進室が教育プログラムの設計方法、授業評価、社会動向、授業改善等の教学 FSDS 研修を行っている。

3) 学修成果の可視化と教育内容の改善

2022（令和4）年度からの第3期中期計画において、学修成果の可視化と教育内容の改善を組織的に行えるよう、全学的な教学マネジメントの推進体制を整備している。具

体的には、2023（令和5）年度にアセスメントプランを策定し、大学レベル、組織レベル、教員レベルの3レベルのアセスメントを実施できるように整備した。大学レベルでは、学長を責任者とし、教学 IR データをもとに、課題点を整理し、その改善について議論し、改善につなげている。組織レベルでは、副学長の責任のもと、学部・研究科等の教育プログラム長が、教育改革推進室より提供された詳細なデータにより自己分析を行っており、教員レベルの自己点検を加味しつつ、教育プログラムの改善を行っている。教員レベルでは、教育改革推進室で実施している授業評価アンケートの結果から自己評価をしている。その評価を教員業績評価の枠組みに取り入れることで授業単位の改善につなげている。

また、学生の学修成果の可視化にあたっては、学士力への到達度を、学生の自己評価と成績評価により表示できる仕組みを、2024（令和6）年度から試行的に実施し、2025（令和7）年度入学生からは全学部で導入した。

4) 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善

2021（令和3）年度に設置した看護学研究科博士後期課程については、2023（令和5）年度に完成年度を迎え、設置に係る設置計画履行状況報告を行ったところ、指摘事項は付されずに認可されている。2024（令和6）年4月開学に向け、令和5年度に設置申請を行った人間福祉学研究科（M）においては、設置認可時において付帯事項は特になく、2024（令和6）年度の設置計画履行状況等調査でも指摘事項はなかった。

自己評価結果	以上の自己点検、評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学法人山梨県立大学基本規則 第5条（自己点検評価等） ○ 公立大学法人山梨県立大学中期計画 ○ 山梨県立大学における教学マネジメントに係る指針 ○ 山梨県立大学ウェブサイト 認証評価 自己点検・評価報告書
	学校教育法施行規則	
②	<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当しない
③	<p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当しない
④	<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県立大学質保証委員会規程 ○ 山梨県立大学委員会規程 ○ 教学マネジメントを推進するに当たっての具体的な手続き
	大学設置基準	
⑤	<p>第十一条（組織的な研修等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県立大学委員会規程 ○ 山梨県立大学ウェブサイト FD・SD活動 ○ 山梨県立大学大学院人間福祉学研究科ティーチング・アシスタント取扱要領 ○ 山梨県立大学大学院看護学研究科ティーチング・アシスタント取扱要領
	大学院設置基準	
⑥	<p>第九条の三（組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	(同上)
	関係事項	
⑦	<p>学修成果 学生の学修成果を適切に把握し評価する取組を行っている。</p>	○ 山梨県立大学ウェブサイト 教学マネジメント
⑧	<p>設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。</p>	○ 山梨県立大学ウェブサイト 設置認可申請(届出)関係書類

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 財務の状況

本学の過去5年間(2019(令和元)年度～2023(令和5)年度)の決算状況は、次の表に示すとおりである。限られた財源の中で、経営努力を続けている結果、毎年度利益を計上しており、経営状況は安定している。また、計上した利益についても、設置団体である県から経営努力認定を受け、目的(繰越)積立金として積み立てており、運営費交付金や授業料収入で賄いきれない、施設修繕など臨時的な支出を中心に、財源の補填に使用している。

表1 収益及び費用の年次推移

		単位:千円					
年度		R1	R2	R3	R4	R5	
収益	運営費交付金収益	1,018,494	1,031,973	927,474	1,015,023	1,037,728	
	授業料等収益	780,382	755,653	745,100	747,916	772,872	
	受託研究等収益(寄附金含む)	7,930	8,566	12,514	15,093	12,258	
	補助金等収益	25,119	91,201	113,151	201,972	176,282	
	その他	38,107	32,265	34,987	38,998	890,628	
	合計	1,870,032	1,919,658	1,833,226	2,018,942	2,889,768	
費用	教育経費	157,922	186,515	190,189	225,807	201,591	
	研究経費	49,621	47,115	47,760	50,705	49,251	
	教育研究支援経費	70,191	62,571	73,566	132,344	103,320	
	受託研究費等	5,163	2,612	8,504	11,159	8,319	
	人件費	1,426,734	1,404,119	1,323,318	1,440,693	1,441,951	
	一般管理費	132,286	133,227	141,652	137,176	135,857	
	その他	2,925	8,852	3,423	4,473	8,452	
		合計	1,844,842	1,845,011	1,788,412	2,002,357	1,948,741
		積立金取崩額	29,115	42,495	44,983	36,499	39,411
		当期総利益	54,305	117,142	89,797	53,084	980,438

※R5年度は、会計基準改訂に伴い、資産見返負債を臨時利益計上したため、例年に比べ大幅な取入増となっている

2) 教育研究環境の整備

本学では、大学施設の長寿命化計画を策定し、老朽化している施設の計画的改修を図っている。

当該計画は、国が2013(平成25)年度に策定した「インフラ長寿命化基本計画」及び県が2015(平成27)年度に策定した「山梨県公共施設等総合管理計画」に基づき、2020(令和2)年度に策定した。

計画に基づく施設改修は、2021(令和3)年度の池田キャンパス3号館・本館の屋根及び屋上の改修に始まり、2022(令和4)年度に同施設の空調入替え、2023(令和5)年度に飯田キャンパス図書館の屋根・屋上の改修、池田キャンパス2号館の空調入替え、屋根・屋上改修、4号館の屋根・屋上改修、2024(令和6)年度には飯田キャンパスB館大規模改造、C館長寿命化改修、池田キャンパス2号館既設空調機改修と、徐々に

改修を進めている。特に池田キャンパスは建物や空調設備の老朽化が著しく、改修予算も膨大な額となるため、設置団体である山梨県と協議しながら改修を進めていっている状況である。

また、2022(令和4)年度に獲得した、文部科学省の補助金「地域活性化人材育成事業～SPARC～」を財源として、ハイブリッド型授業を実施するための設備の整備や、アクティブ・ラーニング教室の拡充を進め、山梨大学との連携開設科目がより一層充実できるように整備を実施した。

3) 財務や大学の業務実績に係る監査

本学では、設置団体である山梨県の任命によって、2名の監事が設置されている。監事には、毎月の役員会のほか、経営審議会にも出席いただき、外部からの意見をいただいている。

本学では、地方独立行政法人法で義務付けられている、事業年度の決算のほか、9月末時点の係数確認等を行う中間決算も実施しており、両決算について、財務及び業務遂行の両面から監事監査を受けている。年2回の監事監査によって、財務状況や業務計画の遂行状況を、外部の視点からチェックを受けることで、適正な財務諸表を作成し、確実に業務計画を遂行していく中で、県民等、各種ステークホルダーへの説明責任を果たしていると考えている。

自己評価結果

以上の自己点検、評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

改善を要する点

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学法人山梨県立大学財務諸表 ○ 監査報告書 ○ 公立大学法人山梨県立大学監事監査規程 ○ 公立大学法人山梨県立大学長寿命化計画
	大学院設置基準	
②	<p>第二十二條の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学法人山梨県立大学監事監査規程 ○ 公立大学法人山梨県立大学長寿命化計画

又 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) ICT 環境の整備

本学は、学生、教職員等が教育・研究、社会活動、大学運営を行ううえで、膨大な情報資産を収集し利用、また、情報開示も行っている。これら情報資産は、情報機器とネットワークを通じた漏洩等の危険にさらされていることから、利用する全ての関係者が適正な行動・対策を確保できるよう、情報セキュリティポリシーを策定している。2024（令和6）年度には、新たな脅威に対応するため、利用者持ち込みデバイスの取り扱い、電子メールやメッセージング・サービスの脅威への対処、クラウドサービス利用に関するガイドラインなどを盛り込んだ情報セキュリティポリシーや関連ガイドラインを改正した。

情報システムの運用責任者である最高情報セキュリティ管理者は、理事長任命の副理事長が務めており、全学部選出の委員で構成される情報委員会とともに、情報セキュリティポリシー及びそれに基づく規程の決定や情報システム上での問題処理を実施している。

本学で利用できる情報ネットワークシステムとしては、授業や自習時間にコンピューターが利用できる教育システムサービスとして、学生への貸し出し用PCのほか、図書館で利用できるPC、カフェテリアに配置の学生利用PC、学内のすべての場所で利用できる無線LANサービス、日本を含む世界100以上の国で、大学間の無線LAN相互利用を実現する、国際無線LANローミング基盤があり、本学の学生にはIDとアカウントを発行することにより利用可能にしている。

利用にあたってのPCやネットワークに関する相談窓口として、ヘルプデスクを開設しており、利用に際しての不具合、トラブルに対しても即座に対応できるようにしている。

2023（令和5）年度には、生成AIの教学面の取り扱いに関して剽窃の可能性、正確性や信頼性の確認、機密情報や個人情報の保護、著作権への配慮、違反があった場合の処置など基本的な考え方として指針を示し、対応している。

2) 継続的な研究成果の創出のための環境整備

本学においては、研究水準を担保するため、研究担当理事を中心に、理事長ほか他の役員、各学部長、センター長、

事務局職員により、研修の実施や研究倫理、研究活動の不正防止の確保など、研究やその成果の発表などについて規程の整備を図り、支援を行っている。教員に対する支援においては、教員の教育及び管理運営等の業務を一定期間免除し、教員自らが主体的に研究に専念させることにより、教育研究能力の向上を図る特別研修事業を実施し、給与を保証したなかで業務の免除期間を3月以上1年以内とする長期研修と、7日以上1月未満とする短期の研修を設定し、研究内容に応じた弾力的な運用を可能にしているほか、これとは別に、地域貢献のための研究や本学での教育研究活動に対する無給休暇を認め、教職員による研究環境の整備を実施し、研究活動の活性化を図っている。

継続的な研究成果の創出に向け、より一層の研究力向上と研究不正の抑止を目指し、各種取り組みを行った。教員が安心して研究に邁進できる体制を強化するため、新たに研究倫理コンサルタントによる相談支援制度を設けた。これにより、研究者は個別の相談を通じて研究倫理に関する深い理解と実践力を養うことが可能となった。また、他大学の研究推進体制に精通した人物を研究倫理コンサルタントとして任用したことで、本学の研究推進の課題への助言・指導を得ることができるようになり、より良い研究推進体制の構築に向けて研究倫理プロジェクト会議を定期的に開催している。

さらに、研究活動に携わる全教職員を対象に研究倫理教育 e-learning の受講を促し、研究倫理意識の更なる向上を図った（受講率100%）。研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対応するため、山梨県立大学における研究インテグリティ確保のための管理規程を整備し、研究活動における透明性と信頼性を高めるよう努めている。

教員のモチベーション向上と研究活動の更なる推進を図るため、山梨県立大学研究奨励金取扱要領の制定を行い、外国雑誌や日本学術会議協力学術団体が発行する学術誌等に原著論文が筆頭著者として掲載された場合など顕著な研究業績を上げた教員に対し奨励金を支給することで、質の高い研究成果創出を強力に後押ししている。これらの取り組みを通じて、地域社会の発展に貢献する独創的かつ質の高い研究を継続的に生み出す拠点となるよう環境整備を進めた。

自己評価結果	以上の自己点検、評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学法人山梨県立大学情報セキュリティポリシー ○ 山梨県立大学情報セキュリティ本部情報委員会規程 ○ 山梨県立大学ウェブサイト生成AIの教学面における取り扱いに関する指針について(通知) ○ 学生便覧 <ul style="list-style-type: none"> V 情報ネットワークシステムの利用について
②	継続的な研究成果の創出のための環境整備 持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備や充実等が行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県立大学教員特別研修取扱要項 ○ 山梨県立大学教員短期特別研修取扱要項 ○ 公立大学法人山梨県立大学基本規則 第31条の2 (教育改革推進室) ○ 山梨県立大学教育改革推進室規程 ○ 山梨県立大学における研究インテグリティ確保のための管理規程 ○ 山梨県立大学国際政策学部の研究倫理審査に係わる運営規程 ○ 山梨県立大学人間福祉学部の研究倫理審査に係わる運営規程 ○ 山梨県立大学看護学部の研究倫理審査に係る運営要項 ○ 山梨県立大学大学院人間福祉学研究科研究倫理審査に係わる運営規程 ○ 山梨県立大学研究奨励金取扱要領

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

1. 設置理念、質保証の考え方、方針および体制

本学は「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」たることを希求し、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的としている。

2018（平成30）年度には本学の目的を達成するためガバナンス・コードを制定し、その中の基本原則の一つとして「教育の質の保証」を示し「大学全体の教育成果の可視化や学生の学修成果の可視化を実行しつつ、不断の自己点検・評価を通じて体系的・組織的な大学教育の改善に取り組む。」ことを定めている。

基本原則「教育の質の保証」のもと「山梨県立大学における教学マネジメントに係る指針」を策定し、その中で「大学全体の教育成果の可視化や学生の学修成果の可視化を実行しつつ、不断の自己点検・評価を通じて体系的・組織的な大学教育の改善に取り組むために、「教育内容の改善、教育方法の改善、教育の実施体制の確立、教職員の資質の向上、教育の質保証と情報公表」についての方針を定めている。

本方針のもと、学内に大学質保証委員会を設置し、3つのポリシーを作成し、学生の自己評価による学修成果の可視化に取組んでいる。自己分析活動は、大学質保証委員会で行い、教育課程や授業改善等に取組んだ結果、毎年の学生の学修成果には向上が見られ機能している（図1）。

2020（令和4）年度には学長のリーダーシップのもと中教審の「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン答申（平成30年度）」や「教学マネジメント指針（令和2年度）」に対応するため、学内に教学マネジメントを主体的に推進する教育改革推進室を設置し、全学の質保証体制を見直し、現在の形とした（内部質保証体制図）。

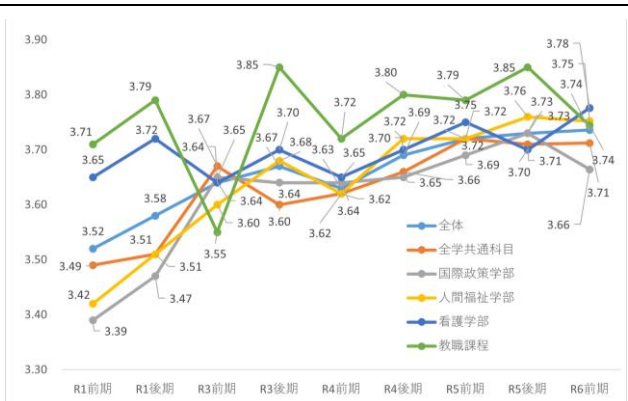


図1 山梨県立大学 学士力（学修成果）の推移

2. 具体的な取組

自己分析活動の具体的な活動として、5つの取組を選定した。

- ① 教学マネジメント推進体制の見直し
- ② 学士力の可視化への取組
- ③ 教職員に求める能力のルーブリック開発
- ④ 外部の意見を学部再編や教育プログラムに反映させる仕組みの構築
- ⑤ 地域研究交流センターの取組

3. どのように機能しているか

現在の体制（内部質保証体制図）では、大学レベル、組織レベル、教員レベルでPDCAサイクルが機能するように設計した。それぞれのレベルの活動を支援するため教育改革推進室を設置した。大学質保証委員会は各レベルでの自己点検評価を集約した上で、全学的な観点から分析・検討を行っている。学長は大学等連携推進法人大学アライアンスやまなし（山梨大学の意見）や地域連携プラットフォーム（地域の意見）からの意見も参考にしながら、必要に応じて役員会・経営審議会の中でも審議・報告の議題として提案し、大学全体で共有するとともに、教育、研究、地域貢献、大学運営に係る改善の取組に活用している。

2) 自己分析活動の取組み（目次）

※学修成果の適切な把握及び評価、並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に関する取組み等をそれぞれ1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	教学マネジメント推進体制の見直し（全学レベルの改善）【学修成果】	37
2	学士力の可視化への取組（組織レベルの改善）【学修成果】	38
3	教職員に求める能力のルーブリック開発（教員レベルの改善）【学修成果】	39
4	外部の意見を学部再編や教育プログラムに反映させる仕組みの構築（組織の改善）【学修成果】	40
5	地域研究交流センターの取組（地域と連携した研究の取組）【研究環境整備】	41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	教学マネジメント推進体制の見直し（全学レベルの改善）【学修成果】
分析の背景	<p>2018（平成30）年度に「山梨県立大学における教学マネジメントに係る指針」を策定した。これに基づき、学生による授業評価で学士力の到達度について可視化を行い、各プログラムの評価・改善に結びつけるシステムを構築した。具体的には、学修成果の可視化の作業は全学組織である教育委員会が中心で行い、その結果をもとに各部署長で構成する教育研究審議会で課題点について議論し、その結果を各教育プログラムの改善へ反映していた。</p> <p>その後、中央教育審議会大学分科会において取りまとめられた「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日）では、3つのレベル（大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベル）という考え方が新たに示され、本学のアセスメントの実施方法と乖離があり体制の見直しを行う必要があった。</p>
分析の内容	<p>これまで、教学マネジメントは教育研究審議会と教育委員会が所管しており、マクロな視点でのアセスメントが中心であった。そのため、3つのレベルからなる教学マネジメント形式を取り入れることで、より正確で実質的なアセスメントが求められ、現状ではそれを実現することは困難であると分析した。そこで、次の2つの方針のもと、組織の見直しを行った。</p> <p>（1）教学マネジメント指針に沿った組織再編・体制整備</p> <p>2022（令和4）年度に教学マネジメントの実施主体である教育改革推進室を新設し、組織再編や体制整備を行った。2024（令和6）年度から本学では「大学レベル」、「組織レベル」、「教員レベル」の3つのレベルに分けてPDCAが機能するように体制を改めた（図1）。内容については、教学マネジメント検討会議等で議論を重ねて案を作成し、役員会において承認された。学部長等に説明を行い、要望に応じて教授会等での説明を行い、学内に周知した。</p> <p>具体的には、従来教学マネジメントを担っていた教育研究審議会と教育委員会の機能を細分化し、より機能的にマネジメントを行えるようにした。教育研究審議会は大学レベルのマネジメント機能を担保しつつ、教育プログラムの評価など組織レベルのマネジメントについては新設した教育戦略会議に移管した。また、教育委員会を廃止し、教育戦略会議と教務委員連絡会議に分けた。教育戦略会議は、各教育プログラム長が出席し、組織レベルのマネジメントを実施している。教務委員連絡会議は、旧教育委員会が所管していた教育プログラムの運用に関わる事項を所管しつつ、さらに教育戦略会議と連携して組織レベルでの分析・評価などを実施し、それについて協議する場とした。教員レベルのマネジメントについては、これまであらゆる部署が担当しており統一的に実施されてこなかったが、教育改革推進室が主体で実施する体制を整えた。</p> <p>（2）責任の所在を明確にすることによる機能的な教学マネジメントの実施</p> <p>各レベルにおいて、責任者を明確にすることにより、教学マネジメントの円滑な実施を行えるようにした。教育改革推進室が教学マネジメントの実施主体となり、大学レベルでは学長、組織レベルは副学長（教育担当）、各教育プログラムは学科長等を責任者とした。これにより、教育改革推進室と各責任者との意思疎通がスムーズになり、マネジメントを機能的に実施できるように改善した。</p>
自己評価	<p>2024（令和6）年度に教学マネジメントに係る会議を再編したことで、責任主体が明確になり、3つのレベルでの全学的な教学マネジメントが可能になった。特に教育戦略会議の新設により、教学担当副学長が直接教育プログラム長と議論する場が定期的に設けられ、各教育プログラムでの課題点などについてより実質的な議論や迅速な対応が可能となった。また、再編によりアセスメントに参画する教職員が増加したため、全学的に教学マネジメントへの理解が進んできた。</p>
関連資料	<p>○教学マネジメント ○山梨県立大学における教学マネジメントに係る指針 ○教学体制の見直し ○令和5年度第1回教学マネジメント検討会議 会議メモ ○山梨県立大学教育改革推進室規程 ○山梨県立大学教育戦略会議規程</p>

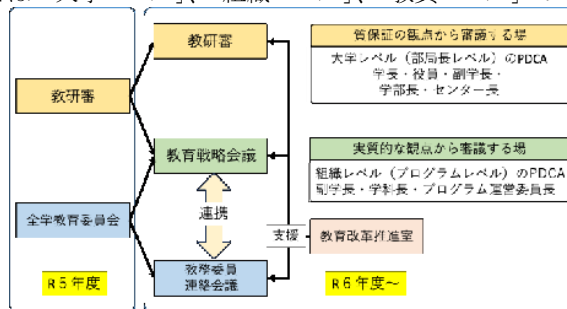


図1 教学マネジメント体制の再編

タイトル (No. 2)	学士力の可視化への取組（組織レベルの改善）【学修成果】
分析の背景	<p>組織レベルの改善については、アセスメントプランに沿って実施している。本学では、2017（平成29）年度に大学（教養教育）、学位プログラム、教職課程ごとに3つの方針を策定した。それぞれに学士力（学士基盤力、学士専門力、学士教職力）を定め、学生による授業評価において学生に学士力がどの程度身についたかを問う設問を入れ、その結果をもとに学生の自己評価を可視化していた。これらの年次推移を見ると、すべての学科で学士力の伸長が見られ、教育プログラムの改善には一定の成果をあげていると言える。しかし、従来の可視化では、学生の自己評価に限定され、また学士力がどのように成長したのかプロセスを可視化できていない等の課題があった。また、成績評価等の客観的な指標からの学士力到達度の可視化ができておらず、課題となっていた。</p>
分析の内容	<p>学生の成長プロセスの伸長を可視化するためには、従来の3つのポリシーの一貫性を再検討する必要があった。それに伴い、学生の自己評価に加え、それぞれの科目が学士力とどのように対応しているかをより細かく設定したカリキュラム・マップを作成し、学期ごとの科目の成績を活用することで、学生の成長プロセスも可視化できると分析した。これらを達成するために、次の方針を定めた。</p> <p>（1）学力の3要素に対応した3つのポリシーに改訂</p> <p>2023（令和5）年度から教育改革推進室より教育委員会（令和5年度に廃止）において、学位プログラムごとに3つのポリシーの点検・作成の依頼を行った。教育改革推進室で作成した「3つのポリシー点検・作成要領」にもとづき、各学位プログラムを構成している教員への説明を実施した。さらに、全教職員を対象として「3つのポリシーの動向と策定への考え方」としてFD・SD研修を行った。</p> <p>具体的には、次の事項について点検・作成を依頼した。学力の3要素の基づいた3つのポリシーの点検・作成、入学者選抜試験とアドミッション・ポリシーとの関連を示したAPマトリックスの作成、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーの作成、新しい科目ナンバリング、卒業認定ルーブリックの作成を依頼した。作業期間中は、教育改革推進室と各学科等との打ち合わせを頻繁に行い、最終的に2024（令和6）年度から新しい3つのポリシーを適用することができた。</p> <p>（2）カリキュラム・マップの再構築</p> <p>従来のカリキュラム・マップは、科目ごとに各プログラムの学士力との対応を示したものに留まっていた。3つのポリシーの改訂に伴い、科目ごとに学士力のルール作りを行い、科目ごとに重点的な学士力の設定を設けた。また、数値での重みづけを行い、より精緻な分析ができるよう変更した。</p> <p>（3）自己評価と成績評価による学修成果の可視化</p> <p>3つのポリシーを学力3要素に対応して再構成できたこと、またカリキュラム・マップを作成する際にそれぞれの科目がどの学士力に関連するかを重み付けで表現することができたことで、毎学期の成績を活用してどの能力（学士力）がどの程度伸びたかを、学生の自己評価と授業の成績で表示するディプロマサブリメントを導入することが可能になった。ディプロマサブリメントにおいて、学生は学士力に対する自己評価の到達度チャートと、学期ごとに成績評価による到達度チャート（図1）を確認することができ、到達度の低い学士力や、自己評価と他者評価の乖離を確認でき、次年度の履修計画に反映できる仕組みを取り入れた。2024（令和6）年度は一部の学部学科で試行的に運用を行い、2025（令和7）年度入学生からは、全学部学科の学生が活用できる仕組みを構築した。</p> <div data-bbox="986 1115 1391 1406" data-label="Figure"> </div> <p>図1 学士力の到達度（成績）</p>
自己評価	<p>これまで学生の学力の成長は、学生による授業評価の結果（自己評価）をもとに可視化していた。これに加え、3つのポリシーを学力3要素ベースにし、より詳細なカリキュラム・マップを作成したことで、学士力別にどの程度学力が伸びたかを可視化できるようになった。</p> <p>今後は、学生に表示するディプロマサブリメントを、アカデミックアドバイジングやキャリア部門で有効活用できるように整備して展開していく必要があると考えている。</p>
関連資料	<p>○アセスメントプラン ○山梨県立大学3つの方針</p> <p>○3つのポリシー点検・作成要領</p> <p>○令和6年度第2回教学マネジメント検討会議 会議メモ</p>

タイトル (No. 3)	教職員に求める能力のルーブリック開発（教員レベルの改善）【学修成果】
分析の背景	<p>これまで教員レベルのアセスメントは、学生による授業評価の結果に対して教員自身が振り返りを行い、改善する取り組みとして FD・SD 研修の参加等を活用し、報告書の提出をもって行っていた。しかし、この方法では、本学の教員に求める能力が明確ではなく、単なる自己評価に留まり、必ずしも主体的に自らの教育能力を開発していくことに結びついておらず、改善が必要であった。</p>
分析の内容	<p>本学の質保証システムの教員レベルのアセスメントでは、教員業績評価の中で自らが授業の状況を振り返り、その結果、次年度どのように行動するかを記述する方法に変更した。しかしながら、大学で教職員に求める能力について明確に定めていなかったため、教育方法の改善は教員の判断に任されており、必ずしも大学の求める方向と一致しない場合も想定された。その改善の方針として、次の2つを定めた。</p> <p>（1）教職員に求められる能力（FD・SD ルーブリック）の作成</p> <p>教職員に求める能力について本学でインターネット上での調査及び有識者へのインタビュー調査を行ったところ、抽象的な表現のものが多く、具体的な能力について明記されているものは少数であることがわかった。そこで、本学独自に教職員に求める能力を設定し、ルーブリック形式で作成することとした。作成にあたっては、能力開発に精通する本学の特任教員の協力を得ながら教育改革推進室で企画・設計・開発を行った。</p> <p>このルーブリックは、教員に求める能力（本学では FD を指す）、教職員に求める能力（本学 FD・SD を指す）に分類し、それぞれに複数の観点を明記し、ナンバリングを行った。具体的に、教員に求める能力は5つの観点（論文指導、オンデマンド授業、演習・実習・ワークショップ・ゼミの運用、講義、ICTスキル）を設定し、教職員に求める能力として、4つの観点（プログラム設計・評価・改善、メンタリング、動向、コーディネート）を設定した。さらに、それぞれのスキルを3段階のレベルリングを行い、教職員自身が到達度を自己評価できるようにした（図1）。ルーブリックを明示することで、教職員の主体的な学びを支援している。</p> <p>（2）ルーブリックに基づいた教学 FD・SD 研修の実施</p> <p>教育改革推進室では、FD・SD ルーブリックに従い、体系的な教学 FD・SD 研修を企画・実施している。具体的には、教職員に求める能力のうち、観点別にナンバリングを施し、実施する FD・SD がどの観点到該当するのかを明確にしている。本ルーブリックを開発してから、2023（令和5）年度は FD 研修を1回、FD・SD 研修を3回開催した。2024（令和6）年度は FD 研修を1回、FD・SD 研修を3回それぞれ開催した。</p>
自己評価	<p>本学の質保証システムにおける教員レベルの教学マネジメントは、2024（令和6）年度から教員業績評価（教育観点）により実施している。大学が求める能力をルーブリックにまとめたことにより、教員は自らの到達度を明確にすることができ、改善する観点について理解できるようになった。また、教職員に求める能力をナンバリングすることで、教学 FD・SD 研修の企画をする際に、不足した内容を補い、重複を避けることができるようになった。教学 FD・SD 研修は、ナンバリングごとにオンデマンド形式で学内配信しており、教職員自身の能力開発を容易にした。</p> <p>その一方で、開発したルーブリックの認知度がまだ低く、全教職員に浸透しているとは言えない。新任教職員研修、FD・SD や教員業績評価実施時に周知を行い、ルーブリック評価の活用についても今後検討していく必要がある。</p>
関連資料	<p>○令和5年度第9回教学マネジメント検討会議 会議メモ</p> <p>○教職員に求められる能力（FD・SD ルーブリック）</p> <p>○教学に関する FD・SD 活動</p> <p>○2024年度に実施する 2023年度の教員業績評価（要領） ○教員自己評価書</p>

教員のスキル	Number	Level 1~3
論文指導	FD401	省略
オンデマンド授業	FD301	
演習・実習・ゼミ等	FD201	
講義	FD102	
ICTスキル	FD101	

教職員のスキル	Number	Level 1~3
プログラム設計・評価・改善	FS301	省略
メンタリング	FS201	
動向	FS102	
コーディネート	FS101	

図1 FSD ルーブリック簡略版

タイトル (No. 4)	外部の意見を学部再編や教育プログラムに反映させる仕組みの構築（組織の改善）【学修成果】
分析の背景	<p>2018（平成30）年度の中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」において、複数の大学等と地方公共団体、産業界等とが恒常的に対話し、連携を行うための体制として、地域連携プラットフォーム（以下「地域連携PF」という。）の構築が提言された。しかし、山梨県においては地域連携PFが組織される動きがなく、新たな教育プログラムを構築する際に地域のニーズを反映させる仕組みがなかった。このため、2022（令和4）年度に文部科学省の「地域活性化人材育成事業～SPARC～」に採択されたことを契機に、本学が中心となって、山梨県における最初の地域連携PFを組織することとした。</p>
分析の内容	<p>地域連携PFの構築に際して、「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン（令和2年文部科学省高等教育局）」及び「地域連携プラットフォームの構築（文部科学省HP）」を参照するとともに、文部科学省の地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R）等における事業協働機関との連携の実績等をもとに、地域連携PFの設計を行った。設計の過程においては、構成団体を増やしたらどうか等の意見もあったが（R4.12役員打合せ会）、形式的に参加してもらうのではなく実質的な議論を行うため、発足時は14団体・法人（山梨県、産業界、金融界、地域の大学）とし、今後の議論を見据えながら構成団体を増やしていくこととした。</p> <p>2023（令和5）年3月に地域連携PF（地域人材養成推進会議）を立ち上げ、事務局を本学に置いた。なお、構築に当たっては、下記の3つの方針によることとした。</p> <p>（1）会議が儀礼的でなく実質的な議論の場となるようにする</p> <p>常設の地域連携PF（全体会議）に加え、専門的な事項を検討するため、テーマごとに部会を設け、素案をまとめることとした。部会のメンバーは、実質的な議論に参加できる者を全体会議のメンバーに推薦してもらい、部会での意見聴取は、会議の場のみならず、メールや事務局との直接の対話等を通じて意見が出しやすいように工夫した。2022（令和4）年度から2024（令和6）年度までの3年間で、2つの部会（教育プログラム検討部会、学位プログラム検討部会）を設けた。</p> <p>（2）継続的な議論ができるようにする</p> <p>継続的な議論を行うため、地域連携PFは常設の機関とし、原則、年1回以上開催することとした。地域連携PFでは、議論の内容もテーマに関するだけでなく幅広く発言できるようにしたことから、これまでの議論を踏まえた長期的な視点で多方面の意見を反映させた地域の高等教育のあり方を議論できるようになった。</p> <p>（3）会議の意見が確実に学内の教育プログラムに反映できるようにする</p> <p>地域連携PF及び部会には、図1のとおり、学長、副学長（教育担当）及びプログラム長という教学マネジメントの各レベルに係る責任者が出席することとした。また、会議の結果については、その都度、教育研究審議会でも報告するとともに、学内HPに掲載して学内の情報共有を徹底することで、確実に教育プログラムに反映させることができるようになった。</p> <div data-bbox="893 1366 1372 1512" data-label="Diagram"> </div> <p>2023（令和5）年度は、地域連携PFにおいて、2つの教育プログラム「創発デザインコース」（国際政策学部）「ヒューマンサービスイノベーションコース」（人間福祉学部・看護学部）の議論を行い、2024（令和6）年度から、これらの教育プログラムをスタートさせた。また、2024（令和6）年度は、国際政策学部の再編・新学科の設置構想について議論した。2025（令和7）年度は、社会人のリカレント教育に関する議論を行う予定である。</p>
自己評価	<p>継続的に地域のニーズを教育プログラムに反映させる仕組みを構築することができた。意見のみならず、授業運営への協力もいただける発言もあり、より地域連携を深めることができた。更に、地域の経営者等によるアドバイザリーボードを設置し外部意見を反映させることも行った。今後の課題として、プログラムの設計のみならず、運営や成果についても意見聴取し、運営に反映させていく必要がある。</p>
関連資料	<p>○地域連携プラットフォーム（地域人材養成推進会議）</p>

タイトル (No. 5)	地域研究交流センターの取組（地域と連携した研究の取組）【研究環境整備】																																										
分析の背景	<p>地域のニーズと大学の資源をコーディネートしながら、地域との連携の推進を図り、大学教育に資するとともに、地域に貢献していくことを目的とし、2005（平成17）年度の開学当初から「地域研究交流センター」を設置し、地域研究を推進している。地域研究推進のため、地域研究に対して研究費を用意し、学内の競争的研究資金として活動を行ってきた。しかしながら、研究が教員個人に依存しているという課題があり、組織的に取り組む方法について検討を行った。</p>																																										
分析の内容	<p>地域研究交流センターの地域研究についてセンター長を中心に事務局や運営委員会で次のような分析を行った。</p> <p>① 研究費が単年度会計で行われるため長期的な視点で取組みにくい。 ② 研究が個人の教員に依存し、また、同じ教員が継続して研究に取り組んでおり広がりが無い。 分析の結果を反映させて地域研究交流センターでは下記の改善方針を立て、実行に移した。</p> <p>（1）個人ではなく組織的かつ長期的に取り組める仕組みを導入する（重点テーマ研究の導入） 2018（平成30）年度に従来の単年度の教員個人の研究（「地域研究」）だけでなく、組織として地域研究に取り組むための「重点テーマ研究」制度を導入した。当該研究制度では、必ず複数の教員が取り組むこと、複数年度に渡る研究を対象とすることを条件とした。その結果、学部横断で組織的かつ長期的に取り組む研究が採択されるようになった。</p> <p>（2）地域研究を行う参加者を増やす（地域実践活動・学生地域貢献活動支援事業の導入） 2021（令和3）年度からは、教員による研究だけでなく、制度を拡大し、本学の教員等が持つ知的資源を地域社会の課題解決や地域活性化等に活かすため、地域実践活動を支援する制度（「地域実践活動支援」）を導入した。</p> <p>また、2022（令和4）年度からは学生の主体的・自発的な地域貢献活動を支援する「学生地域貢献活動支援」事業を導入した。さらに当該活動を学生表彰の適用対象にすることで、積極的に学生の地域貢献活動を導き、地域社会に貢献する人材の育成に通じる制度へ拡大した。</p> <p>これら4つの事業は年度末に関係者が成果報告会を開催し、研究活動の報告を行うとともに成果を年報としてまとめている。</p> <p>取組の結果、採択件数は次のようになった（表1）。</p> <p style="text-align: center;">表1 採択件数の年次推移</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域研究</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>重点テーマ研究</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地域実践活動支援</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>学生地域貢献活動支援</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>19</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	事業	R1	R2	R3	R4	R5	R6	地域研究	6	3	8	4	5	4	重点テーマ研究	1	2	2	2	1	1	地域実践活動支援	-	-	4	3	7	5	学生地域貢献活動支援	-	-	-	5	6	5	合計	7	5	14	14	19	15
事業	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																					
地域研究	6	3	8	4	5	4																																					
重点テーマ研究	1	2	2	2	1	1																																					
地域実践活動支援	-	-	4	3	7	5																																					
学生地域貢献活動支援	-	-	-	5	6	5																																					
合計	7	5	14	14	19	15																																					
自己評価	<p>地域研究に対して教員の関心を向けることが可能となった。本研究資金を活用した研究を実績として、科研費等の外部研究資金の獲得に繋げた例や研究成果を関係学会で発表するなど、学術貢献を行った例もあり、本学の研究力向上につながっている。学生地域貢献活動支援制度で活動した学生がテーマを卒業研究に繋げようとした事例もあり、教育面での効果もあった。一方で、同じ教員が複数年に渡って、研究を行うなどの課題は残っており、新たな教員への展開が課題である。</p>																																										
関連資料	<p>○山梨県立大学地域研究交流センター運営規程 ○山梨県立大学学生表彰規程 ○地域研究交流センター・学生地域貢献活動支援事業 ○重点テーマ研究・地域研究・地域実践活動 ○山梨県立大学地域研究交流センター地域貢献事業の実施に関する要項 ○山梨県立大学地域研究交流センター学生地域貢献活動支援事業の実施に関する要項</p>																																										

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

本学は3つの理念「グローバルな知の拠点となる大学」「未来の実践的担い手を育てる大学」「地域に開かれ地域と向き合う大学」の実現のため開学当時（2005（平成17）年度）から常に教育研究改革に継続的に取り組んでいる。

2008（平成20）年度からは間断なく文部科学省等の教育改革事業に採択されている。事業終了後は、培った要素を通常の教育活動の中に取り入れ、さらに次の改革に結びつけている（表1、表2）。

表1 採択事業一覧

所管	略称	タイトル
文部科学省	教育GP	学際統合型専門職連携教育開発プロジェクト
文部科学省	教育推進GP	課題対応型SL（サービスマーケティング）による公立大学新教育モデル
文部科学省	COC	課題解決プロセスと未来思考の対話による実践型カリキュラム構築
文部科学省	COC+	地（知）の拠点大学による地方創生推進事業
内閣府	対流事業	「Miraiプロジェクト」を中心としたやまなしキャリアデザインの推進
文部科学省	COC+R	VUCA時代の成長戦略を支える実践的教育プログラム
文部科学省	SPARC	知（地）のソーシャル・キャピタル～学びの山梨モデル～構築事業

表2 採択事業の年次推移

2008 H20	2009 H21	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9
教育GP																	
	教育推進GP																
			COC														
				COC+													
								対流事業									
									COC+R								
																	SPARC

1. 大学等連携推進法人の設立と連携開設科目の運用

本学と国立大学法人山梨大学の間で、日本初の大学等連携推進法人「アライアンスやまなし」を2019（令和元）年度に設立した。連携推進法人の設立により連携開設科目を設置することができ、山梨大学の授業を本学の授業として活用することができるようになった。これにより、両大学の学生に両大学の教育資源を最大限に活用した授業を提供している。

2. 大学による地方再生人材教育プログラムの構築

2020（令和2）年度に文部科学省の「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R）」に採択された。

未来を見据えて実践的担い手を育成するプログラムとして「VUCA時代の成長戦略を支える実践的教育プログラム」の提案を行った。開発した5つの教育プログラムはそれぞれ地域の事業協働機関（やまなし観光推進機構等）と協働して地域ニーズを踏まえて開発を行った。2022（令和4）年度からは本教育プログラムを教養教育として設置し、山梨大学にも連携開設科目として提供している。

3. 文理融合教育の推進

2022（令和4）年度に文部科学省の「地域活性化人材育成事業～SPARC～」に採択された。地域を活性化する人材として、地域のニーズに応えた文理融合教育の推進を行うこととした。2025（令和7）年度現在、2つの教育プログラムを開発するとともに、データサイエンス教育を教養教育科目に位置づけ全学必修とした。

4. 「地域人材養成センター」の設置と高大接続

地域の社会人を対象としたリカレント教育や高校生を対象とした教育を実施するため「地域人材養成センター」を設置した。2022（令和4）年度から高校生の先取り履修を実現し、履修した学生が本学に入学するなどの実績を上げている。

5. リカレント教育の推進

高度専門人材を対象としたリカレント教育の推進を行っている。看護学部では認定看護師養成のための教育プログラムを2011（平成23）年度から開講している。また、看護学部・人間福祉学部では社会人が入学できる大学院や専攻科を設置している。2025（令和7）年度からは看護学部の社会人学生を対象とした教育課程が、文部科学省「職業実践力育成プログラム」（BP）に認定されている。さらにCOC+R事業においても社会人が学べる実践的教育プログラムを開発した。

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	大学等連携推進法人の設立と連携開設科目の運用	45
2	大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R）の取組	46
3	文理融合教育の推進～文系と理系の枠を越えた教育の推進～（SPARC事業の取組）	47
4	「地域人材養成センター」の設置と新たな高大接続への取組	48
5	リカレント教育の推進（地域ニーズに応じた高度専門人材の養成）	49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	大学等連携推進法人の設立と連携開設科目の運用
取組の概要	<p>本学の理念の一つ「グローバルな知の拠点となる大学」の実現に向け、国立大学法人山梨大学と大学等連携推進法人「(一社) 大学アライアンスやまなし」を設立した。同法人は、様々な教育・研究に係る連携事業を通じて、地域を支える人材育成やイノベーションの進展に寄与し、地域の発展に資することを目的として開設された日本初の大学等連携推進法人である。連携事業の一つとして連携開設科目の運用を行っており、これにより教養教育の充実と効率化を実現している。</p>
取組の成果	<p>2019（令和元）年12月18日に、公立大学法人山梨県立大学と国立大学法人山梨大学が日本で最初となる大学等連携推進法人「(一社) 大学アライアンスやまなし」を設立した。この連携により、連携開設科目事業の運用が可能となった。連携開設科目事業により両大学の学生は、相互に開設される連携開設科目を自大学の授業科目として受講できるようになる。本学は、連携事業実施委員会の教養教育WGにおいて主導的な役割を担い、連携開設科目の履修等の運用について設計を行った。学内組織としては共通教育プログラム運営委員会が所管しており、科目の選出等は当該委員会が担っている。連携開設科目事業を開始した2021（令和3）年度には、山梨大学主幹科目を受講した本学学生は延べ137名であり、年々増加し、2024（令和6）年度には、213名となっている。2023（令和5）年度に、教養教育科目の充実と効率化を行うため、両大学における連携の基本方針を次のとおり策定した。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>(1) 両大学の教育リソースの活用 両大学の強みを活かした分野の科目を相互に提供する。</p> <p>(2) 両大学の教養教育分野における制度の統一 クォーター制の導入と学年暦等の統一</p> <p>(3) 両大学の教養教育における数値目標 ※本学分のみ記載 教養教育課程における連携開設科目の講義科目数割合：70%以上 ※達成済み 教養教育課程の効率化：総教養教育科目数の30%削減（令和4年度比）※R7.4.1 現在26.2%達成</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <p>図1 相互の強みを活かした連携開設科目の充実</p> </div> </div> <p>連携開設科目事業においては、連携開設科目に関するアンケートを学生及び科目担当者に実施し、事業の改善につなげている。具体的には、学生からの開講希望を鑑み、ディプロマ・ポリシーとの関連性を考慮しつつ両大学で科目を出す仕組みを構築・採用している。また、履修登録の煩雑さが課題としてあがった際には、その翌年に、履修ガイドを作成するなどして課題解消を図っている。</p> <p>2023（令和5）年度には、山梨大学との協働事業である文部科学省の「地域活性化人材育成事業～SPARC～」の委員現地視察において、「SPARC事業の推進にあって、全国で初めて認定された大学等連携推進法人である『大学アライアンスやまなし』の活動で、他に先駆けて連携体制の構築が進んでいるという背景は特記すべき事項であり、2023（令和5）年度時点において連携開設科目が153科目（3科目が非開講）にのぼることはその証左といえる。連携開設科目を充実させるにあたっては、学年暦や時間割のすり合わせ等多数の協議すべき課題があったと推測されるが、それらを克服していること、さらに、連携開設科目を柱として実際に教養教育改革やSTEAM教育の推進に取り組んでいることは、連携推進法人制度の趣旨を踏まえた参照すべき事例である。」との評価を受けている。</p>
自己評価	<p>両大学の連携開設科目の運用は順調であり、授業科目の充実と効率化の両方が実現されている。</p> <p>今後の課題として学生の移動の問題やクォーター制の有効活用等が考えられる。学生の移動は、開講科目の月曜日への集中を図っており、2025（令和7）年度から大学間のバス運行を実施している、また、クォーター制度の利用については、2コマ連続や週に2コマ実施など、学習効果を高められるような仕組みを両大学で検討している。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ○ (一社) 大学アライアンスやまなし運営体制について ○ 大学アライアンスやまなし事業報告書 ○ 連携開設科目履修ガイド ○ 山梨大学・山梨県立大学における教養教育の連携基本方針 ○ 地域活性化人材育成事業～SPARC～令和5年度委員現地視察報告書

タイトル (No. 2)	大学による地方創生人材教育プログラム構築事業 (COC+R) の取組																																										
取組の概要	<p>本学の理念の一つに「未来の実践的担い手を育てる大学」があり、この理念を実現し、時代に合わせた実践的な教育を実施するため、2020 (令和 2) 年度には、文部科学省の「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業 (COC+R)」の採択を受け (事業名: VUCA 時代の成長戦略を支える実践的教育プログラム)、5つの実践的教育プログラムを開発した。</p>																																										
取組の成果	<p>(1) 「VUCA 時代の成長戦略を支える実践的教育プログラム」のコンセプト 『VUCA 時代を自在に越境する術』の修得、「外部機関との協働による教育プログラムの開発」、「多様な受講者による学びの場の形成」の3つをコンセプトとしてプログラムを開発した。</p> <p>(2) 体制 プログラムの企画・設計・開発・実施・評価は地域人材養成センターを設立し、社会人や高校生も学べる環境を整えた。プログラム責任者は教育戦略会議に、センター長は教育研究審議会に参加し、学内の教学マネジメント体制と協調して運営できるようにしている。授業では実務家教員による授業実施や成績評価を大学教員と事務職員が協働で支援する体制を採用している。</p> <p>(3) 5年間の取組みと実績 5年間で、5つの教育プログラム (46 科目) を開発し、2022 (令和 4) 年度からはすべての科目を本学の正課内の授業として実施した。それと同時に、社会人にも有料での受講ができる授業開放講座として位置づけている。さらに、大学等連携推進法人の特例を活用し、山梨大学には連携開設科目として提供するとともに大学コンソーシアムの単位互換制度を活用し、県内5つの大学・短期大学にも提供している。また、高校生の先取り履修を可能とし、入学後に既修得単位として申請できる制度を創設 (46 科目中 25 科目を高校生に提供) した。授業ではコーディネータの協力を得て各界で活躍する実務家教員を登用 (32 名中 26 名が実務家教員) した。アクティブ・ラーニングやフィールドワークの形態を多く取り入れ、自然、歴史文化財といった地域資源を扱うものや地域で活躍する人材による講義、ものづくり企業における現場研修など、地域を実践的に学ぶ機会を提供した。受講者数は総計 2,567 名となった (表 1)。</p> <p style="text-align: center;">表 1 受講者数年次推移</p> <table border="1" data-bbox="392 1184 1299 1424"> <thead> <tr> <th></th> <th>社会人</th> <th>県立大</th> <th>山梨大</th> <th>他大学</th> <th>高校生</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>86</td> <td>199</td> <td>8</td> <td>20</td> <td>-</td> <td>313</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>235</td> <td>454</td> <td>32</td> <td>24</td> <td>43</td> <td>788</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>178</td> <td>463</td> <td>60</td> <td>14</td> <td>23</td> <td>738</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>129</td> <td>532</td> <td>43</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>728</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>628</td> <td>1,648</td> <td>143</td> <td>66</td> <td>82</td> <td>2,567</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 外部評価の結果 2024 (令和 6) 年度の本事業の現地視察を伴うフォローアップの結果として「学長のリーダーシップの下、地域一体となった運営が実施され、目標達成や人材育成に成果を上げてきた。自走化についても継続的に教育プログラムが運営される見通しであり、現状課題の克服を通じて、プログラムの更なる進化を期待する。」と評価されている。</p>		社会人	県立大	山梨大	他大学	高校生	計	R3	86	199	8	20	-	313	R4	235	454	32	24	43	788	R5	178	463	60	14	23	738	R6	129	532	43	8	16	728	計	628	1,648	143	66	82	2,567
	社会人	県立大	山梨大	他大学	高校生	計																																					
R3	86	199	8	20	-	313																																					
R4	235	454	32	24	43	788																																					
R5	178	463	60	14	23	738																																					
R6	129	532	43	8	16	728																																					
計	628	1,648	143	66	82	2,567																																					
自己評価	<p>COC+R により、地域学・課題解決型科目・アントレプレナーシップ科目などの科目を開発でき、本学の特徴 (強み) を持つことができた。学生の GPA について履修者と非履修者を比較したところ、主体性・協働性・多様性の部分で COC+R の授業を履修した学生の成績が高かった。多くの授業で実務家教員による授業が行われ、現場に実際に出て学ぶ活動等により学生の意識に影響があったと考えられる。</p> <p>また、外部機関との連携が深まり山梨県版・地域連携プラットフォームの設立や寄附講座の開講につながった。さらに、高校生の先取り履修も実現できたことから、新たな産学連携・高大接続による学びのモデル構築 (SPARC 事業) につながった。</p>																																										
関連資料	<p>○VUCA 時代の成長戦略を支える実践的教育プログラム PENTAS YAMANASHI (COC+R 事業) ○PENTAS YAMANASHI ○地域人材養成センター運営規程 ○高校生を対象とした科目履修生制度の評価 ○まなびの山梨モデル ○令和 6 年度「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」フォローアップ結果の概要</p>																																										

タイトル (No. 3)	文理融合教育の推進～文系と理系の枠を越えた教育の推進～（SPARC 事業の取組）
取組の概要	本学の理念の一つ「未来の実践的担い手を育てる大学」の実現のため、文理融合教育に取り組んでいる。2024（令和6）年度から、全学共通教育課程の中に授業科目として「データサイエンス基礎」を設け、全学生の必修科目とした。また、全ての学部で文理融合教育を行う新たなコース（選択）を設けた。
取組の成果	<p>地域社会の複雑な課題や Society5.0 の実現に向けて対応できる人材には、文理融合教育が求められている。本学では、第3期中期計画（2022（令和4）年度～2027（令和9）年度）において「文系学生にも STEAM 教育を展開し、全学生が STEAM の素養を身につける環境を構築する」としている。また、2022（令和4）年度には文部科学省の「地域活性化人材育成事業～SPARC～」に採択され、文理融合教育に取り組んでいる。教育プログラムの開発では、地域人材養成センターの中にプログラム検討部会を組織し、教育改革推進室が開発支援を行う体制とした。部会には、すべての学部学科から選出された教員を配置し、すべての学位プログラム内に文理融合教育を行うコースを設置できるよう体制を整えた。</p> <p>（1）連携開設科目を活用した STAEM 科目の充実</p> <p>2021（令和3年）年度から、大学等連携推進法人「（一社）アライアンスやまなし」の連携開設科目制度を活用し、山梨大学で開設する数理データサイエンス・AI の基礎知識と基本技能を修得できる講座などの理系科目の履修を可能としている。</p> <p>（2）全学共通教育課程におけるデータサイエンス基礎科目の全学必修化</p> <p>2024（令和6）年度には、数理・データサイエンス・AI 教育を行う教員で組織する「データサイエンスプログラム委員会」を設置し、同一年度から「データサイエンス基礎 I・II」を開設し、学部生全員必修の科目として全学共通科目に位置付けている。その内「データサイエンス基礎 II」は、山梨県の「DX 人材育成エコシステム創出事業」と協働して実施している。この取組みの成果をベースに、文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」リテラシーレベルに申請中である。</p> <p>（3）国際政策学部で創発デザインコースの新設</p> <p>2024（令和6）年度に、国際政策学部の4つ目のコースとして「創発デザインコース」を開設した。設計に当たっては、SPARC 事業の人材育成等の実施基盤組織である地域人材養成推進会議（地域連携プラットフォーム）の提案を受け、県内企業（30社）の経営者を対象に、地域を牽引する人材として卒業生に求められる具体的な資質・能力等についてヒアリング調査・分析を行った（山梨県における地域を牽引する人材に関する経営者意識調査報告書）。地域連携プラットフォームでは、分析結果等をもとに議論を行い、「地域産業や地域が持つ豊かさや価値などに気が付くことが重要」等の意見をプログラムの内容に反映させ、「育成する人物像」は、「地域の自然・文化・産業をヒューマンセントリックの視点から統合的に解釈し、文理融合（自然科学・人文社会科学）の方法論を用いて地域の将来像を描き具現化する主体的・創造的実行力により、地域変革を牽引する人物」とした。2025（令和7）年3月のコース選択では、19名がコースを選択している。また、2028（令和10）年4月には、創発デザインコースをベースとして新たに工学系新学科の設置を行い、国際政策学部全体を文理融合学部へ再編する予定である。</p> <p>（4）人間福祉学部・看護学部を横断するヒューマンサービスイノベーションコースの新設</p> <p>2024（令和6）年度に、人間福祉学部・看護学部を横断する「ヒューマンサービスイノベーションコース」を開設した。設計に当たっては、地域連携プラットフォームの「看護・福祉分野の高付加価値化やDX化は極めて重要」等の意見をプログラムの内容に反映させ、「育成する人物像」は、「人と暮らしを取り巻くサービスにおいて、DXの活用と他分野との連携・協働によって現場の課題解決と変革をリードし、子どもから高齢者まで住民一人ひとりのより良い健康と幸福（Well-being）にアプローチできる人物」とした。2024（令和6）年度は、22名の学生がコースを選択している。</p>
自己評価	現代的なニーズに応えつつ、地域のニーズも踏まえ、全学的に文理融合教育に取り組んでいる点が評価できる。特に、資格課程（人間福祉学部・看護学部）を持つ学部において、必修科目が多く選択科目の余地が少ない中でも取組みを進めている点が高く評価できる。今後は、学生の追跡調査を継続的に行い、プログラムの更なる改善を進めていく。
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ○山梨県立大学データサイエンスプログラム委員会規程 ○山梨県立大学データサイエンスプログラム ○創発デザインコース ○ヒューマンサービスイノベーションコース

タイトル (No. 4)	「地域人材養成センター」の設置と新たな高大接続への取組																					
取組の概要	<p>本学の理念の一つ「地域に開かれ地域と向き合う大学」を実現するため、2022（令和4）年4月に「地域人材養成センター」を設置した。主な取組みとして、地域（高校生・社会人）への教育機会の提供を行っているが、これらのうち、特色ある高大接続の取組みを示す。</p>																					
取組の成果	<p>（１）教育プログラムの提供（高校生の先取り履修制度）</p> <p>2022（令和4）年に大学規程として「高等学校等に在学する者に関する科目等履修生細則」を定め、高校生の先取り履修を制度化した。これまでの受講者の実数は表1のとおりであり、2023（令和5）年度の追跡調査では、単位修得率とGPAにおいて、履修した学生の方が履修していない学生よりも高い結果が出ている。</p> <p>（２）大学教員による総合的な学習（探究）の時間（探究活動）の支援</p> <p>2023（令和5）年度から、高校生の探究活動を支援するプロジェクトを行っている。毎週木曜日の夕方、本学の教員が甲府駅に近い山梨県地域づくり交流センターに出向き、自由に相談できる機会を作っている（表2）。探究活動は課題解決を行うことを目的としており、豊富な研究実績のある大学教員が高校生を支援することで、探究活動の成果を高めている。</p> <table border="1" data-bbox="352 770 769 927"> <caption>表1 高校生受講者数年次推移</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>69</td> <td>62</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>入学者数</td> <td>-</td> <td>24</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="892 770 1331 927"> <caption>表2 探究活動支援相談件数及び生徒数</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談回数</td> <td>43</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>生徒数</td> <td>56</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>（３）女子中高生の理系進路選択支援プログラム</p> <p>2024（令和6）年に、科学技術振興機構の「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」に採択された。本学は2028（令和10）年度から工学系新学科の設置を計画している。本プログラムは将来の工学系学科への接続を見据えた取組みでもあり、現在、次の4つのプロジェクト（開催回数）を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域で活躍する人や大学教員などと交流し、中高生が未来について探索する「未来サロン」（12） ● 自分の手と頭を動かしてもものづくりの楽しさを体験する「オープンラボ」（4） ● 地域で活躍する女性技術者と出会い、仕事の面白さを伝える「現場体験」（2） ● 大学教員の講義を通して時代の変化や地域の課題を考える「訪問講義」（7） <p>さらに地域人材養成センターでは、高大接続に関連する取組として次のイベントを開催している。</p> <p>○ フューチャーEVO</p> <p>フューチャーEVOは、高校生、大学生、社会人が一同に集い、それぞれの探究活動や事業のスタートアップについてポスター形式で発表を行うイベントで、毎年2月に開催している。2022（令和4）年度には300名、2023（令和5）年度には350名、2024（令和6）年度には369名が参加している。フューチャーEVOの開催を通じて、高校生が探究活動の成果を発表する機会を提供している。</p> <p>○ カレントサーチ</p> <p>カレントサーチは、高校の教員と大学の教員が現場の教育のニーズを話し合い、交流を深めることを目的として開催している。1回目は2024（令和6）年7月3日（25名参加）、2回目は2024（令和6）年11月28日（31名参加）に開催した。</p>		R4	R5	R6	受講者数	69	62	30	入学者数	-	24	21		R5	R6	相談回数	43	36	生徒数	56	50
	R4	R5	R6																			
受講者数	69	62	30																			
入学者数	-	24	21																			
	R5	R6																				
相談回数	43	36																				
生徒数	56	50																				
自己評価	<p>先取り履修を行った学生が本学の入学につながっており、入学後の学修状況もよいことから、学びの継続ができている点は評価できる。</p> <p>探究活動の支援では多くの生徒が参加しており、また、フューチャーEVOでの発表にもつながっており、連携と継続ができている点が評価できる。</p> <p>女子中高生の理系進路選択支援プログラムは、2024（令和6）年度から始まったが、オープンラボには多くの参加者があり、また参加者の満足度も高く評価できる企画となっている。</p>																					
関連資料	<p>○地域人材養成センター運営規程 ○高等学校等に在学する者に関する科目等履修生細則</p> <p>○高等学校等に在学する者に関する科目等履修生 ○高校生を対象とした科目履修生制度の評価</p> <p>○女子中高生の理系進路選択支援プログラム ○フューチャーEVO</p> <p>○カレントサーチ（第1回・第2回）</p>																					

タイトル (No. 5)	リカレント教育の推進（地域ニーズに応じた高度専門人材の養成）																																																																											
取組の概要	<p>本学の理念の一つ「地域に開かれ地域と向き合う大学」の実現のため、現役の看護師を対象に認定看護師教育課程を提供している。また、2021（令和3）年度以降、高度専門人材育成のため主に社会人を対象として、看護学研究科博士後期課程、人間福祉学研究科修士課程、助産学専攻課程を新設してきた。さらに、文部科学省COC+R事業において社会人にも開放された実践的教育プログラムを開発し、社会人のリカレント教育の推進を行っている。</p>																																																																											
取組の成果	<p>社会の急速な高度化・複雑化に対応するため社会人のリカレント教育が求められている。本学は学長のリーダーシップのもと、各部署で組織的にリカレント教育推進に取り組んでいる。特に、看護・福祉系の学部で多くの実践的社会的担い手を輩出するとともに、卒業生を含む社会人を対象として、リカレントに対応した取り組みを行っている（表1）。</p> <p>（1）認定看護師教育課程の運営</p> <p>2011（平成23）年度より緩和ケア認定看護教育課程を、2014（平成26）年度より認知症看護認定看護師教育課程、2023（令和5）年度より感染管理認定看護師教育課程を開講している。また、課程修了者を対象としてフォローアップ研修も実施している。これらについては、本学教職員と医療関係機関関係者からなるプログラム運営委員会において、ニーズを聞き取り、それをプログラムに反映している。</p> <p>（2）看護学研究科博士後期課程の設置</p> <p>社会人を主な対象とした看護学研究科は修士課程に続き、2021（令和3）年度、博士後期課程を新設し、5年間の一貫教育課程を行うことができるようになった。臨床判断に基づいた看護実践や看護サービスの提供、多職種によるチームアプローチを担える高度な看護実践能力を備えた看護実践者の育成を行っている。</p> <p>（3）助産学専攻科の設置</p> <p>2025（令和7）年度には、社会人も学べる助産学専攻科を開設し、豊かな人間性、適切な判断力と高い実践能力によって母子と家族に適切なケアを提供できる助産師やウイメンズヘルス全般を支援する能力を養い、母子保健及び助産実践活動の発展に寄与する自立した助産師の育成を行っている。</p> <p style="text-align: center;">表1 リカレント教育に係る教育課程の年次推移</p> <table border="1" data-bbox="657 1196 1477 1458"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課程等</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> <tr> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">認定看護師教育課程</td> <td colspan="5">緩和ケア（A課程）（H23より）</td> <td colspan="3">感染管理（B課程）</td> </tr> <tr> <td colspan="7">認知症看護（A課程）（H26より）</td> <td colspan="2">認知症</td> </tr> <tr> <td>看護学研究科修士（博士前期）</td> <td colspan="7">修士課程・博士前期課程（H14より）</td> <td colspan="2">BP</td> </tr> <tr> <td>看護学研究科博士後期</td> <td colspan="7">博士後期課程</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>助産学専攻科</td> <td colspan="7"></td> <td colspan="2">専攻科</td> </tr> <tr> <td>人間福祉学研究科修士</td> <td colspan="7"></td> <td colspan="2">修士課程</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上3つの教育課程は、2025（令和7）年度から文部科学省「職業実践力育成プログラム」（BP）に認定されている。</p> <p>（4）人間福祉学研究科の設置</p> <p>子ども理解やソーシャルワークにも精通した子ども虐待防止に関する指導者育成とともに、現場で働いている方々の子ども虐待防止における専門性の獲得や研究的視点を持った高度な実践者の養成をするため、2024（令和6）年度に、全国的に先導的な役割を担う、子ども虐待対応のスペシャリストを養成する日本初の、大学院「人間福祉学研究科」を設立している。</p> <p>（5）「PENTAS YAMANASHI」教育プログラムの開発（COC+R事業）</p> <p>2021（令和3）年度から開発した教育プログラムで、2024（令和6）年度には5つの教育プログラム（46科目）を開講した。教育プログラムは社会人にも有料で開放され、4年間で628名が受講した。</p>	課程等	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	認定看護師教育課程	緩和ケア（A課程）（H23より）					感染管理（B課程）			認知症看護（A課程）（H26より）							認知症		看護学研究科修士（博士前期）	修士課程・博士前期課程（H14より）							BP		看護学研究科博士後期	博士後期課程									助産学専攻科								専攻科		人間福祉学研究科修士								修士課程	
課程等	H30		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																																			
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025																																																																				
認定看護師教育課程	緩和ケア（A課程）（H23より）					感染管理（B課程）																																																																						
	認知症看護（A課程）（H26より）							認知症																																																																				
看護学研究科修士（博士前期）	修士課程・博士前期課程（H14より）							BP																																																																				
看護学研究科博士後期	博士後期課程																																																																											
助産学専攻科								専攻科																																																																				
人間福祉学研究科修士								修士課程																																																																				
自己評価	<p>山梨県の認定看護師の多くが、本学の認定看護教育課程を履修しており、県内の高度専門職人材の育成に貢献している。2025（令和7）年度からは認定看護師教育課程を含め看護学研究科・助産学専攻科が文部科学省の職業実践力育成プログラム（BP）に認定され、学ぶための環境支援も行えている。</p>																																																																											
関連資料	<p>○認定看護師教育課程 ○認定看護師教育課程プログラム運営委員会規程</p> <p>○看護学研究科 ○助産学専攻科 ○人間福祉学研究科</p> <p>○PENTAS YAMANASHI 教育プログラム</p>																																																																											

認証評価共通基礎データ様式【改正後基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和7年5月1日現在)

事項		記入欄							備考				
大学の名称		山梨県立大学											
学校本部の所在地		山梨県甲府市飯田5丁目11-1											
教育研究組織	学士課程	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地				備考					
		国際政策学部 総合政策学科	2005年4月1日	山梨県甲府市飯田5丁目11-1									
		国際政策学部 国際コミュニケーション学科	2005年4月1日	山梨県甲府市飯田5丁目11-1									
		人間福祉学部 福祉コミュニティ学科	2005年4月1日	山梨県甲府市飯田5丁目11-1									
		人間福祉学部 人間形成学科	2005年4月1日	山梨県甲府市飯田5丁目11-1									
	看護学部 看護学科	2005年4月1日	山梨県甲府市池田1丁目6-1										
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地				備考					
		人間福祉学研究科 人間福祉学専攻 看護学研究科 看護学専攻(M) 看護学専攻(D)	2024年4月1日 2005年4月1日 2021年4月1日	山梨県甲府市飯田5丁目11-1 山梨県甲府市池田1丁目6-1 山梨県甲府市池田1丁目6-1									
	専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地				備考					
	別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日	所在地				備考					
助産学専攻科		2025年4月1日	山梨県甲府市池田1丁目6-1										
学生募集停止中の学部・研究科等		該当なし											
教育研究	学士課程	学部・学科等の名称	基幹教員					基準数	うち教授数	助手	基幹教員以外の教員(助手を除く)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数	備考
			教授	准教授	講師	助教	計						
		国際政策学部 総合政策学科計(a~d)	6人	6人	1人	1人	14人	10人	5人	0人	0人	—	
		a.	6人	6人	1人	1人	14人	—	—	—	—		
		b.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—		
		小計(a~b)	6人	6人	1人	1人	14人	—	—	—	—	8人	
		c.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—		
		d.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—		
		国際政策学部 国際コミュニケーション学科計(a~d)	5人	6人	1人	0人	12人	10人	5人	0人	0人	—	
		a.	5人	6人	1人	0人	12人	—	—	—	—		
		b.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—		
		小計(a~b)	5人	6人	1人	0人	12人	—	—	—	—	8人	
		c.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—		
		d.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—		
		人間福祉学部 福祉コミュニティ学科計(a~d)	6人	6人	4人	0人	16人	10人	5人	0人	0人	—	
		a.	6人	6人	4人	0人	16人	—	—	—	—		
		b.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—		
		小計(a~b)	6人	6人	4人	0人	16人	—	—	—	—	8人	
		c.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—		
		d.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—		
		人間福祉学部 人間形成学科計(a~d)	3人	4人	2人	0人	9人	6人	3人	0人	0人	—	
		a.	3人	4人	2人	0人	9人	—	—	—	—		
		b.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—		
		小計(a~b)	3人	4人	2人	0人	9人	—	—	—	—	5人	
		c.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—		
		d.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—		
		看護学部 看護学科計(a~d)	14人	14人	5人	7人	40人	12人	6人	3人	0人	—	
a.	14人	14人	5人	7人	40人	—	—	—	—				
b.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—				
小計(a~b)	14人	14人	5人	7人	40人	—	—	—	—	9人			
c.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—				
d.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—				
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	12人	6人	—	—				
計	34人	36人	13人	8人	91人	60人	30人	3人	0人				

実施組織	学部・学科等の名称	基幹教員											助手	基幹教員以外の教員(助手を除く)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数	備考			
		教授	准教授	講師	助教	計	うち実務家基幹教員数			基準数	うち教授数	うち実務家基幹教員数							
							うち2項該当数	うちみなし基幹教員数	うち実務家基幹教員数			うち2項該当数					うちみなし基幹教員数		
学士課程(専門職学科等含む)	〇〇学部〇〇学科 計(a~d)	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	人	人	—	—	—	—	人	人	—
	a.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	b.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計(a~b)	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	人
	c.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	d.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	△△課程 計(a~d)	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	人	人	—	—	—	—	人	人	—
	a.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	b.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計(a~b)	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	人
	c.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	d.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	〇〇学部〇〇専門職学科 計(a~d)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—	人	人	人	人	人	—	人	人	—
	a.	人	人	人	人	0人	人	人	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	b.	人	人	人	人	0人	人	人	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計(a~b)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	人
c.	人	人	人	人	0人	人	人	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
d.	人	人	人	人	0人	人	人	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	—	—	—	—	
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—	
大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員						基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計	助手	非常勤教員	備考					
	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数													
	人間福祉学研究科 人間福祉学専攻	17人	11人	1人	18人	3人	3人	3人	6人	0人	0人								
	看護学研究科 看護学(M)	17人	12人	0人	17人	6人	6人	人	6人	0人	0人								
	看護学専攻(D)	11人	10人	3人	14人	6人	6人	人	6人	0人	1人								
計	45人	33人	4人	49人	15人	15人	3人	18人	0人	1人									
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	専任教員						基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	フラスコなし専任教員数	助手	非常勤教員	備考					
	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数													
	□□研究科□□専攻	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人								
	法務研究科法務専攻	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人								
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人									
校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考												
	校舎敷地面積	—	35125 m ²	m ²	m ²	35125 m ²													
	運動場用地	—	17875 m ²	m ²	m ²	17875 m ²													
	校地面積計	10800 m ²	53000 m ²	0 m ²	0 m ²	53000 m ²													
その他	—	m ²	m ²	m ²	0 m ²														
校舎等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考												
	校舎面積計	9254 m ²	27924 m ²	m ²	m ²	27924 m ²													
	学部・研究科等の名称	室数																	
	国際政策学部	24室																	
	人間福祉学部	25室																	
	人間福祉学研究科	3室																	
	看護学部	52室																	
	看護学研究科	2室																	
	区分	講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設													
	飯田キャンパス教室等施設	13室	8室	10室	1室	1室													
池田キャンパス教室等施設	21室	7室	18室	1室	1室														
サテライトキャンパス等	室	室	室	室	室														
図書館・図書資料等	図書館等の名称	面積	閲覧席座席数																
	飯田図書館	1184 m ²	136席																
	池田図書館	1047 m ²	142席																
	サテライトキャンパス	m ²	席																
	図書館等の名称	図書[うち外国書]	学術雑誌[うち外国書]	電子ジャーナル[うち国外]															
	飯田図書館	138982 [10664] 冊	561 [71] 種	4798 [4798] 種															
	池田図書館	90961 [6488] 冊	1769 [219] 種	267 [138] 種															
	サテライトキャンパス	[] 冊	[] 種	[] 種															
	計	229943 [17152] 冊	2330 [290] 種	5065 [4936] 種															
	体育館	面積																	
飯田キャンパス		939 m ²																	
池田キャンパス		1346 m ²																	

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください(通信教育課程を含む)。
- 2 教育研究組織の欄に、学部等連携課程(大学設置基準第41条)を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 3 教育研究組織の欄に、専門職学位課程(大学設置基準第10章)を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。

- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 5 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 6 教育研究実施組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で基幹教員及び基幹教員以外の教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 7 基幹教員の数値は下記区分に基づき記載してください。
 - a. 専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの
 - b. 専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）
 - c. 専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）
 - d. 専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）
- 8 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、基幹教員及び基幹教員以外の教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数（及び「うち教授数」）」の欄は「—」としてください。
- 9 教育研究実施組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第41条）に関する記載をする際には、「学士課程」又は「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考欄」に学部等連携課程としての基幹教員数や所属組織等を記入してください。
- 10 基幹教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合は基幹教員に算入しないでください。また、大学設置基準第9条における「授業を担当しない教員」についても含めないでください。
- 11 基幹教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・大学設置基準第10条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学通信教育設置基準第8条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
 - ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 12 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「うち実務家基幹教員数」の欄については、大学設置基準第42条の3に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する基幹教員（実務家基幹教員）の教員数、「うちみなし基幹教員数」の欄については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う基幹教員以外の者（みなし基幹教員）の教員数を記入してください。
- 13 「専門職学位課程」のうち、「うち実務家専任教員数」の欄については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家基幹教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし基幹教員数」の欄は「—」としてください。
- 15 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科及び教員養成に関する学部等については、「基幹教員」欄に記入した基幹教員のうちの実務家基幹教員の数を「備考欄」に記入してください。実務家基幹教員中にみなし基幹教員がいる場合は、さらにその内数を実務家基幹教員の数に（ ）で添えて記入してください。なお、ここにいる「実務家基幹教員」及び「みなし基幹教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）及び「大学設置基準別表第一（1）備考第十一号の規定に基づき、教員養成に関する学部に係る基幹教員について定める件」（令和5年文部科学省告示第49号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 16 大学設置基準第57条に定める教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例を受けている場合には、特例を受けた学部・学科・課程等の「備考欄」に特例の内容を簡潔に記載してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第9条の校舎等の施設的面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、基幹教員数に算入していない教員の実験室は記入する必要はありません。

認証評価共通基礎データ様式【改正後基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和7年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	入学定員に対する平均比率	備考
国際政策学部	総合政策学科	志願者数	150	139	103	172	118	113%	
		合格者数	57	56	54	63	61		
		入学者数(A)	46	43	47	40	49		
		入学定員(B)	40	40	40	40	40		
		入学定員充足率(A/B)	115%	108%	118%	100%	123%		
		在籍学生数(C)	187	177	186	192	192		
		収容定員(D)	170	170	170	170	170		
	収容定員充足率(C/D)	110%	104%	109%	113%	113%			
	シヨコンコミュニケーション学科	志願者数	150	135	137	206	137	111%	
		合格者数	62	58	53	54	58		
		入学者数(E)	48	47	43	41	43		
		入学定員(F)	40	40	40	40	40		
		入学定員充足率(E/F)	120%	118%	108%	103%	108%		
		在籍学生数(G)	190	193	187	190	188		
収容定員(H)		170	170	170	170	170			
収容定員充足率(G/H)	112%	114%	110%	112%	111%				
国際政策学部 合計	志願者数	300	274	240	378	255	112%		
	合格者数	119	114	107	117	119			
	入学者数(I)	94	90	90	81	92			
	入学定員(J)	80	80	80	80	80			
	入学定員充足率(I/J)	118%	113%	113%	101%	115%			
	在籍学生数(K)	377	370	373	382	380			
	収容定員(L)	340	340	340	340	340			
	収容定員充足率(K/L)	111%	109%	110%	112%	112%			

学部名	学科名	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	入学定員に対する平均比率	備考
人間福祉学部	福祉コミュニケーション学科	志願者数	137	173	132	159	155	105%	
		合格者数	58	57	57	59	58		
		入学者数(A)	51	52	52	54	54		
		入学定員(B)	50	50	50	50	50		
		入学定員充足率(A/B)	102%	104%	104%	108%	108%		
		在籍学生数(C)	214	210	208	209	214		
		収容定員(D)	210	210	210	210	210		
	収容定員充足率(C/D)	102%	100%	99%	100%	102%			
	人間形成学科	志願者数	89	84	100	129	105	108%	
		合格者数	36	36	34	34	35		
		入学者数(E)	31	35	33	32	31		
		入学定員(F)	30	30	30	30	30		
		入学定員充足率(E/F)	103%	117%	110%	107%	103%		
		在籍学生数(G)	127	133	133	131	131		
収容定員(H)		130	130	130	130	130			
収容定員充足率(G/H)	98%	102%	102%	101%	101%				
人間福祉学部 合計	志願者数	226	257	232	288	260	106%		
	合格者数	94	93	91	93	93			
	入学者数(I)	82	87	85	86	85			
	入学定員(J)	80	80	80	80	80			
	入学定員充足率(I/J)	103%	109%	106%	108%	106%			
	在籍学生数(K)	341	343	341	340	345			
	収容定員(L)	340	340	340	340	340			
	収容定員充足率(K/L)	100%	101%	100%	100%	101%			

学部名	学科名	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	入学定員に対する平均比率	備考
看護学部	看護学科	志願者数	556	297	296	312	482	102%	
		合格者数	109	109	108	106	104		
		入学者数(A)	100	102	106	102	100		
		入学定員(B)	100	100	100	100	100		
		入学定員充足率(A/B)	100%	102%	106%	102%	100%		
		在籍学生数(C)	397	397	407	413	410		
		収容定員(D)	400	400	400	400	400		
		収容定員充足率(C/D)	99%	99%	102%	103%	103%		
看護学部 合計	志願者数	556	297	296	312	482	102%		
	合格者数	109	109	108	106	104			
	入学者数(I)	100	102	106	102	100			
	入学定員(J)	100	100	100	100	100			
	入学定員充足率(I/J)	100%	102%	106%	102%	100%			
	在籍学生数(K)	397	397	407	413	410			
	収容定員(L)	400	400	400	400	400			
	収容定員充足率(K/L)	99%	99%	102%	103%	103%			

研究科名	専攻名	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	入学定員に対する平均比率	備考
人間福祉学 研究科	人間福祉学 専攻	志願者数				14	9		完成年度「未到達」
		合格者数	—	—	—	6	4		
		入学者数(A)	—	—	—	6	4		
		入学定員(B)	—	—	—	5	5	100%	
		入学定員充足率(A/B)				120%	80%		
		在籍学生数(C)	—	—	—	6	10		
		収容定員(D)	—	—	—	10	10		
		収容定員充足率(C/D)				60%	100%		
人間福祉学 研究科 合計		志願者数	0	0	0	14	9		100%
		合格者数	0	0	0	6	4		
		入学者数(I)	0	0	0	6	4		
		入学定員(J)	0	0	0	5	5		
		入学定員充足率(I/J)				120%	80%		
		在籍学生数(K)	0	0	0	6	10		
		収容定員(L)	0	0	0	10	10		
		収容定員充足率(K/L)				60%	100%		

研究科名	専攻名	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	入学定員に対する平均比率	備考
看護学 研究科	（博士前期課程） 看護学専攻	志願者数	8	6	8	8	7		64%
		合格者数	7	5	8	7	5		
		入学者数(A)	7	5	8	7	5		
		入学定員(B)	10	10	10	10	10		
		入学定員充足率(A/B)	70%	50%	80%	70%	50%		
		在籍学生数(C)	24	20	18	22	24		
		収容定員(D)	20	20	20	20	20		
		収容定員充足率(C/D)	120%	100%	90%	110%	120%		
	（博士後期課程） 看護学専攻	志願者数	5	4	2	2	2		93%
		合格者数	5	4	2	1	2		
		入学者数(E)	5	4	2	1	2		
		入学定員(F)	3	3	3	3	3		
		入学定員充足率(E/F)	167%	133%	67%	33%	67%		
		在籍学生数(G)	5	9	11	12	14		
看護学 研究科 合計		志願者数	13	10	10	10	9		71%
		合格者数	12	9	10	8	7		
		入学者数(I)	12	9	10	8	7		
		入学定員(J)	13	13	13	13	13		
		入学定員充足率(I/J)	92%	69%	77%	62%	54%		
		在籍学生数(K)	29	29	29	34	38		
		収容定員(L)	29	29	29	29	29		
		収容定員充足率(K/L)	100%	100%	100%	117%	131%		

専攻科	専攻科名	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	入学定員に対する平均比率	備考
	助産学 専攻科	志願者数	—	—	—	—	11		100%
		合格者数	—	—	—	—	7		
		入学者数(A)	—	—	—	—	7		
		入学定員(B)	—	—	—	—	7		
		入学定員充足率(A/B)					100%		
		在籍学生数(C)	—	—	—	—	7		
		収容定員(D)	—	—	—	—	7		
		収容定員充足率(C/D)					100%		
助産学 専攻科 合計		志願者数	0	0	0	0	11		100%
		合格者数	0	0	0	0	7		
		入学者数(I)	0	0	0	0	7		
		入学定員(J)	0	0	0	0	7		
		入学定員充足率(I/J)					100%		
		在籍学生数(K)	0	0	0	0	7		
		収容定員(L)	0	0	0	0	7		
		収容定員充足率(K/L)					100%		

<編入学>

学部名	学科名	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	備考
国際政策学部	総合政策学科	入学者数(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学者数(3年次)	1	3	1	4	2	
		入学定員(3年次)	5	5	5	5	5	
		入学者数(4年次)	—	—	—	—	—	
	入学定員(4年次)	—	—	—	—	—		
	国際コミュニケーション学	入学者数(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学者数(3年次)	3	4	2	1	1	
		入学定員(3年次)	5	5	5	5	5	
入学者数(4年次)		—	—	—	—	—		
入学定員(4年次)	—	—	—	—	—			
国際政策学部 合計	入学者数(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(3年次)	4	7	3	5	3		
	入学定員(3年次)	10	10	10	10	10		
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		

学部名	学科名	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	備考
人間福祉学部	福祉コミュニケーション学	入学者数(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学者数(3年次)	0	1	0	0	2	
		入学定員(3年次)	5	5	5	5	5	
		入学者数(4年次)	—	—	—	—	—	
	入学定員(4年次)	—	—	—	—	—		
	人間形成学	入学者数(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学者数(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(3年次)	5	5	5	5	5	
入学者数(4年次)		—	—	—	—	—		
入学定員(4年次)	—	—	—	—	—			
人間福祉学部 合計	入学者数(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(3年次)	0	1	0	0	2		
	入学定員(3年次)	10	10	10	10	10		
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		

学部名	学科名	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	備考
看護学部	看護学科	入学者数(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学者数(3年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(3年次)	—	—	—	—	—	
		入学者数(4年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(4年次)	—	—	—	—	—	
看護学部 合計	入学者数(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(<編入学>の表ではない方)の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。